

[経済産業省委託事業]

中国税関水際取締りにおける刑事移送手
続きに関する調査報告書

2014年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

目次

はじめに	1
第一章 水際取締りにおける刑事移送の現状	2
1. 案件統計	2
(1) 全国の税関における刑事移送件数	2
(2) 全国の税関における差止め案件に占める刑事移送件数比率	2
(3) 担当行政機関別刑事移送の内訳	2
(4) 一部地方税関の現状	4
2. 当局の姿勢	7
3. 手続きのながれ	12
第二章 関連法規	16
1. 刑事移送の根拠となる法律と規定	17
2. 刑事移送の要件	17
3. 公安の管轄	23
4. 刑事移送の監督	24
第三章 事例紹介	26
1. 事例の出典	26
2. 摘発税関別内訳	26
3. 輸送手段別内訳	29
4. 輸出入別内訳	29
5. 輸出先（仕向け地）別内訳	30
6. 押収品価額別内訳	31
7. 成功事例	33
8. 失敗事例	65
第四章 まとめと提案	74
1. 関連事例から抽出される問題点	74
2. 権利者による対応の留意点	78
巻末資料	
1. (2012) 珠香法刑初字第 1257 号判決書（日本語訳）	80
2. (2012) 青知刑初字第 1 号判決書（日本語訳）（抜粋）	82

はじめに

中国経済が年々目覚ましい成長を遂げているなか、日本企業の中国進出は依然盛んである。しかし、中国でビジネスを展開する上で、いわゆる模倣品問題がビジネスの成否を脅かす主要リスクの一つとなっている。日本特許庁が近年、日系企業に対して実施している模倣品被害調査の結果を見ると、中国で生産された模倣品は中国国内での消費にとどまらず、世界各国に輸出されているとの実態がある。

中国製の模倣品による世界市場への被害を防ぐために、中国税関による差止め（いわゆる水際取締）がきわめて重要である。しかし、一部の悪質業者は税関による行政処分では懲りず、再犯を繰り返すことも多い。こうした中、刑事罰による抑止効果がますます重要になっている。

刑事罰の効果的な運用を実現するためには、税関から公安へのスムーズな刑事移送が必要不可欠である。

近年、中国税関が知的財産権保護を強化したことに伴い、税関が取り締まった案件のうち、大規模なものは税関と公安による積極的な協力により、刑事移送され重罰化されている事例が増加しつつある。

しかしながら一方で、権利者へのアンケート調査によれば、刑事移送基準に達していても刑事移送されない事例も少なくはないようである。

こうした背景から、日本貿易振興機構（ジェトロ）では、経済産業省委託事業として調査を実施した上、「中国税関水際取締りにおける刑事移送手続きに関する調査報告書」を作成した。この報告書は、税関から公安への刑事移送の仕組み、現状、関連法制度や問題点を整理することで、日系企業による税関での知的財産権保護の強化に資することを目的としている。

なお本調査は上海博邦知識産権服務有限公司との委託・協力により調査を実施した。

2014年3月

日本貿易振興機構上海事務所
知識産権部

第一章 水際取締りにおける刑事移送の現状

水際取締りにおける刑事移送とは、税関で見つかった知的財産権侵害犯罪の疑いのある事件を公安に移送し、刑事案件に関する法律・法規に基づいた手続きにより、侵害者の刑事責任を追及することである。

本章では中国の税関が取締まった案件を対象に、刑事移送された案件の統計、当局の姿勢および刑事移送のながれの三つの面から現状を整理する。

1. 案件統計

(1) 全国の税関における刑事移送件数

全国の税関における刑事移送件数の年間推移につき、税関総署等が公表している資料を手がかりに調査を行った。しかし、継続的な統計は見あたらず、以下のデータが散見されるのみである。

- ①税関総署が発表した「2009 年中国税関知的財産権保護状況」なる年次報告書によると、全国の税関は2009年に186件の知的財産権侵害案件を刑事移送した。
- ②国家知識産権局が発表した「2012年中国知的財産権保護状況」なる年次報告書によると、全国の税関は2012年に245件の知的財産権侵害案件を公安に通報した。

公安への通報が行われた案件は公安の判断により、移送を受け付けないとされるものも含まれる。このため、上記245件のうち何件が最終的に刑事移送されたかは不明であるが、上記2つのデータから、年間刑事移送件数のおおまかな数値を把握することができる。

(2) 全国の税関における差止め案件に占める刑事移送案件の比率

2009年、刑事移送案件が全国の税関における全差止め案件のなかで占める比率は0.28%であった。

表1 2009年刑事移送案件の比率

年度	差止め件数(件)	刑事移送件数(件)	比率(%)
2009年	66,000	186	0.28%

(注) 中国税関総署「2009年中国税関知的財産権保護状況」のデータに基づき作成

(3) 担当行政機関別刑事移送の内訳

「2012年中国知的財産権保護状況」によると、公安は43,773件の刑事摘発を行った。また、行政機関は6,999件の案件を公安に移送した。これらを合わせると、2012年に全国で刑事訴追された知的財産権侵害案件は50,772件にのぼる。

このうち、税関が移送した件数は明らかになっていない。前述のとおり、税関が2012年に公安に通報した案件は245件であり、これらがすべて刑事訴追されたと仮定したとしても、刑事案件全体の約0.5%程度にしかない。また、行政機関の全移送件数に占める税関通報の比率は約3.5%であった。

図1 2012年度刑事訴追案件の担当部門別内訳

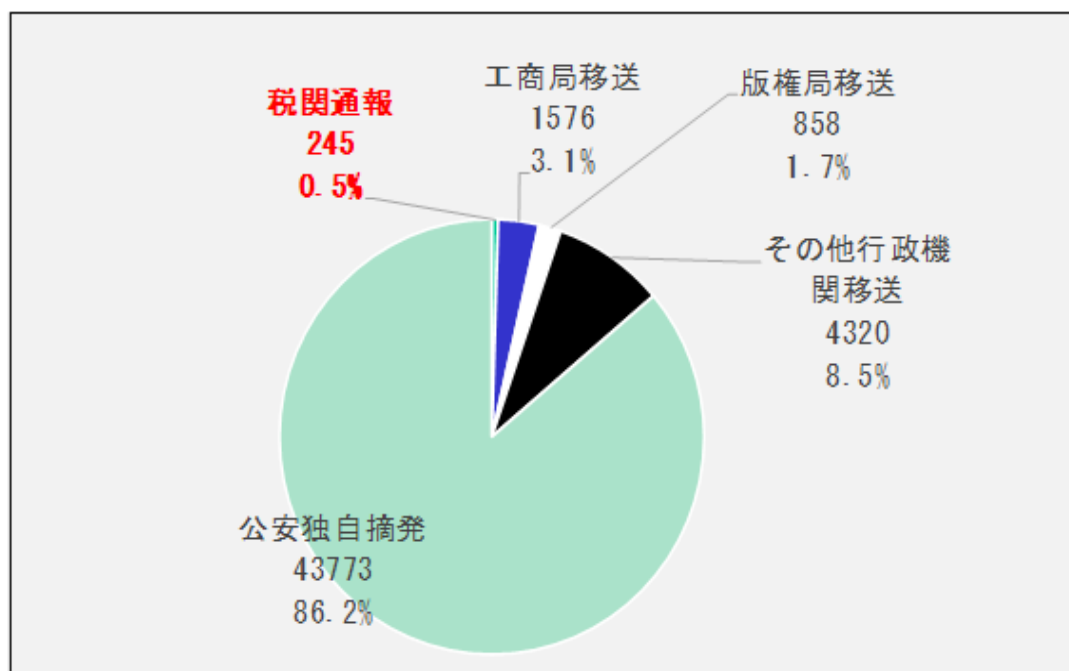
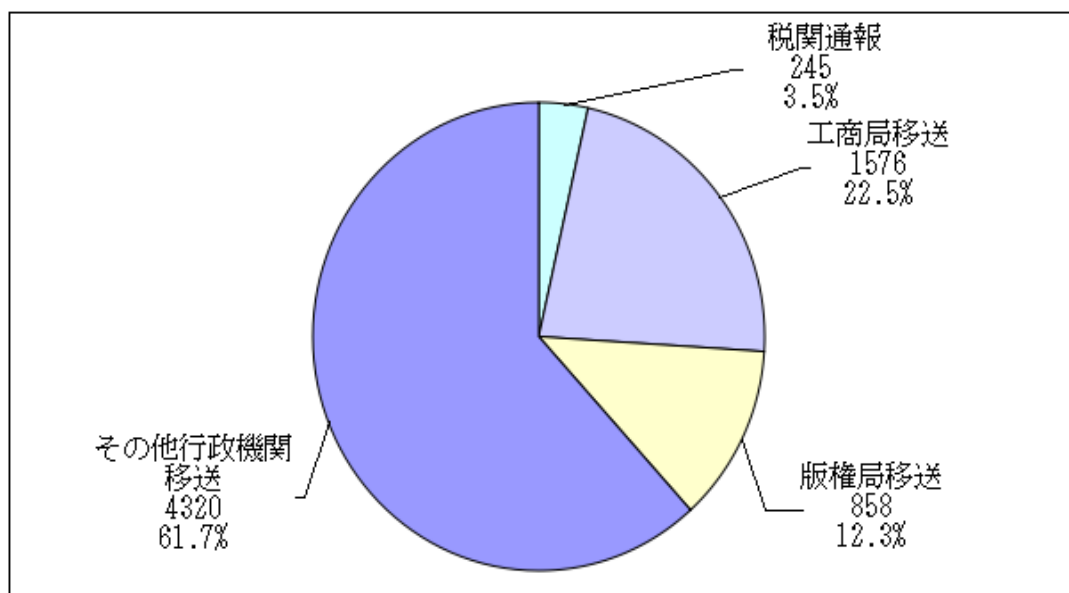


図2 2012年度の行政機関による刑事移送案件に占める税関の比率



(注) 上記二つのグラフはいずれも「2012 年中国知的財産権保護状況」のデータに基づき作成。ただし、税関は移送件数ではなく通報件数であるため、実際の移送件数と異なる可能性がある。

(4) 一部地方税関の現状

各地方税関の刑事移送現状を把握するため、以下の税関の情報収集を行った。

図3 情報収集を行った税関の分布図



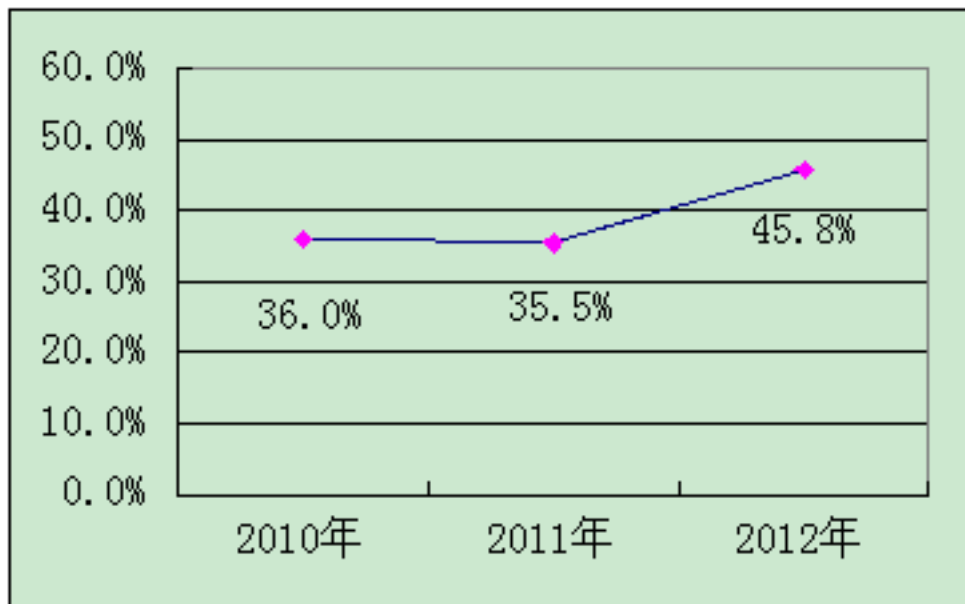
■上海税関

上海税関は最近、全国の税関のなかでも刑事移送に力を入れている税関のひとつとされている。税関総署のサイトでの報道や複数のメディア報道を総合すると、上海税関は2008年から2012年までで計93件を公安に通報した。そのうち、34件が正式に刑事移送となった。通報した案件の刑事立件率は約36.6%という計算になる。また、昨今、刑事立件率が上昇傾向にあることが伺える。

表2 上海税関の刑事移送状況

上海税関	年度	公安への通報 件数	公安への移送件 数	立件率
	2010年	25	9	36.0%
	2011年	31	11	35.5%
	2012年	24	11	45.8%

図4 上海税関が移送した案件の刑事立件率



(出典)

税関総署：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61733/info357215.htm>

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61733/info624973.htm>

中国広播網：http://native.cnr.cn/city/201202/t20120207_509135289.shtml

東方網：

<http://gov.eastday.com/render/tyzhzt/node20616/node20618/node20626/node20627/ulai1846829.html>

■杭州税関

杭州税関は2011年から2012年4月までに公安へ48件通報した。

(出典) 人民日報海外版：

http://paper.people.com.cn/rmrbhwb/html/2012-04/26/content_1041936.htm?div=-1

■義烏税関

義烏税関は杭州税関の下部組織である。

ジェトロ上海事務所知的財産権部は2013年11月14日に義烏税関を訪問した際、下記情報を入手した。すなわち、義烏は日用品卸売市場として知られ、海外への輸出も盛んである。しかし、商品の単価が低いため、刑事移送の基準に達しない場合が多い。特に、手口の巧妙化（小ロット化）が進んでいる中、移送がさらに難しくなっている。そのため、全体的に見れば刑事移送できる案件数は多くない。ただ、義烏税関は刑事移送を非常に重視し、2009年から今までに合計20件以上の案件を公安に移送した。

■寧波税関

寧波税関は2010年10月から2011年6月までに公安へ11件通報した。

また、ジェトロ上海事務所知的財産権部は2013年11月13日に寧波税関を訪問した際、寧波税関が2013年1月から2013年10月までに公安へ6件移送したとの情報を得た。

(出典) 寧波税関：<http://ningbo.customs.gov.cn/Default.aspx?tabid=44015>

■黃埔税関

黃埔税関は2005年～2007年の3年間で計14件を公安に通報した。また、2008年～2012年の5年間で30件余りを公安に通報した。

(出典) 広州市新聞中心：

http://www.gznews.gov.cn/node_6/node_14/2008/04/29/1209441068630.shtml

国家知識産権戦略網：<http://www.nipso.cn/oneNews.asp?id=18650>

■南京税関

南京税関は2010年10月から2011年6月までに公安へ5件通報した。

(出典) 南京・新聞發布：http://site.nj.gov.cn/www/njnews/fbsl4-mb_a3912042570835.htm

■天津税関

天津税関は2012年に公安へ5件通報した。

(出典) 新華網天津頻道：http://www.tj.xinhuanet.com/gscj/2013-04/23/c_115508389.htm

上記税関の平均年間通報件数は以下のとおりである。

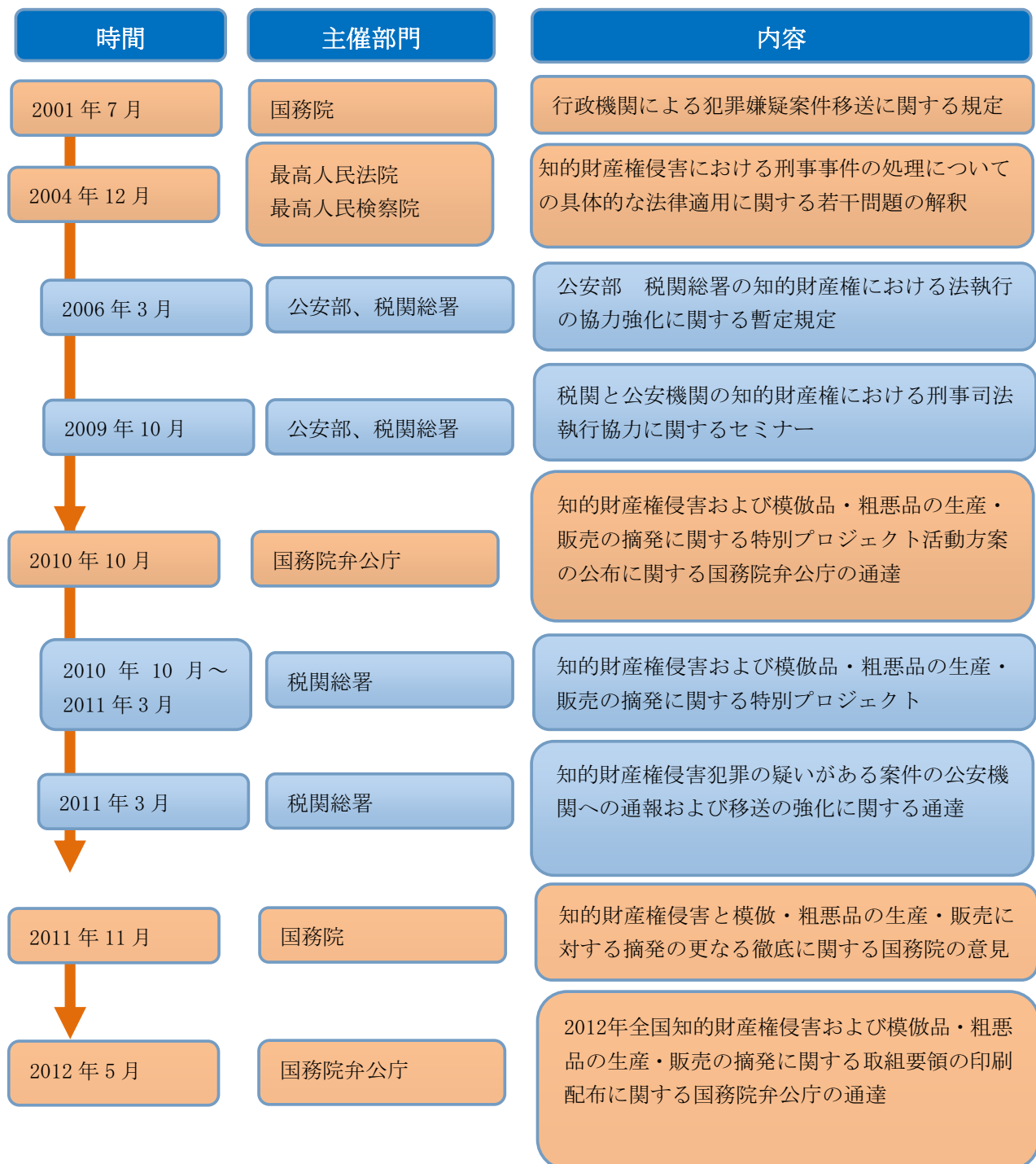
表3 一部地方税関の平均年間通報件数

税関名	平均年間通報件数
上海税関	27
杭州税関(義烏税関を含む)	37
義烏税関	4(移送件数)
寧波税関	17
黃埔税関	6
南京税関	8
天津税関	5

2. 当局の姿勢

中国当局は昨今、知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の生産・販売の摘発に力を入れている。その中で、行政法執行と刑事司法との連携の強化を重視している。国務院が2001年に「行政機関による犯罪嫌疑案件移送に関する規定」を公布した後、一連の通達を出している。また、税関総署もそれに呼応し、通達を出したり、公安部とともにセミナーを開催したりすることにより、知的財産権侵害犯罪の疑いがある案件の公安機関への通報および移送を強化している。以下はこれら動きの概要である。

図5 当局の動きの概要



上記通達やイベントの主な内容は以下のとおりである。

① 行政機関による犯罪嫌疑案件移送に関する規定

時 間	2001 年 7 月
主催部門	国務院
主な内容	・ 行政機関が犯罪の疑いがある案件を見つけた場合、本規定に基づき必ず公安機関へ移送し、刑事責任を追及すること ・ 移送の際、行政機関および公安機関のそれぞれの行うべき手続き ・ 行政機関または公安機関が本規定に違反した場合の監督方法

② 知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈

時 間	2004 年 12 月
主催部門	最高人民法院 最高人民検察院
主な内容	・ 違法経営額など、知的財産権侵害案件が刑事案件として扱われる基準を明確にしたこと

③ 公安部 税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定

時 間	2006 年 3 月
主催部門	公安部、税関総署
主な内容	・ 犯罪の疑いがある案件は必ず法に基づき移送し、刑事責任を追及すること ・ 税関が法執行の際、重大な知的財産権侵害案件の手がかりを見つけた場合、遅滞なく公安機関に通報すること
意図	・ 税関の行政法執行部門と公安の刑事法執行部門との間での情報共有および効果的な連携を図ること ・ 税関と現地の公安機関の協力により、公安機関が遅滞なく輸出入状況を把握し、侵害品の生産、販売、輸出などの違法犯罪行為の調査に便宜を提供すること

④ 税関と公安機関の知的財産権における刑事司法執行協力に関するセミナー

時 間	2009 年 10 月
主催部門	税関総署、公安部
主な内容	・ 権利者代表も招き、知的財産権保護における行政法執行と刑事法執行の連携の問題点について検討 ・ 今後、案件通報および立件調査時の協力をいっそう強化し、重大事件を監督する制度を作り上げ、案件偵察の効率を高め、重点侵害犯罪行為に対処することを決定 ・ 税関、公安と企業が協力し、情報共有を実現し、侵害行為を撲滅することを決意

図6 知的財産権問題に関する税関と公安機関の刑事司法執行協力セミナー会場



⑤ 知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の生産・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動方案の公布に関する国務院弁公庁の通達

年月	2010 年 10 月
主催部門	国務院弁公庁
主な内容	・ 刑事・司法による取締力強化を強調 ・ 公安機関の役割は知的財産侵害および模倣品犯罪、商業賄賂の調査を行い、悪影響をおよぼす重大案件の立件・調査の効率化を図ること ・ 税関は行政取締で刑事罰則条件に達する案件を速やかに公安へ移送すること ・ 当事者が逃走または証拠消失の可能性がある案件については、各行政機関は公安に早期調査の相談を行うこと

⑥ 知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の生産・販売の摘発に関する特別プロジェクト

開催時期	2010 年 10 月～2011 年 3 月
主催部門	税関総署
主な内容	・ 国務院の上記通達に呼応し、全国の税関が知的財産権侵害および模倣品の差止めに力を入れること

⑦ 知的財産権侵害犯罪の疑いがある案件の公安機関への通報および移送の強化に関する通達

時期	2011 年 3 月
主催部門	税関総署
主な内容	・ 条件に達した案件を必ず公安機関へ通報しなければならないことを強調 ・ 公安機関へ移送すべき対象、貨物価格認定方法、通報時期などを明確化
要旨抜粋	下記案件をかならず公安機関へ通報しなければならない。 案件対象：(一)模倣品の価額が 15 万元以上(二) 商品標識が 2 万件以上(三)

	海賊版光ディスクが 500 枚以上(四) 税関総署が定めたその他通報すべき案件 価格認定方法：(一) 申告価格(二) 検証済の実際の販売価格(三) 真正品の市場中間価格 通報時間：差止後 5 勤務日以内に通報すべき(差止め前の通報も可)；公安機関から立件決定通知を受けた後、3 勤務日以内に移送すべき。 その他：税関が公安機関から立件決定通知を受けていない場合、行政処罰を下すことができる。立件決定通知を受けた場合、税関は権利者に倉庫代の清算や担保金の払い戻しなどの手続きを行うこと。
--	---

⑧ 知的財産権侵害と模倣・粗悪品の生産・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国务院の意見

時 期	2011 年 11 月
主催部門	国务院
主な内容	・ 2010 年 10 月から 2011 年 6 月まで実施していた集中取締キャンペーンの継続推進を指示 ・ 行政法執行と刑事司法の効率的な連携の強化 ・ 各部署の役割分担を明記 ・ 犯罪嫌疑のある事件を移送しなかった・受理しなかった関係者への責任の追究 ・ 地区・部門横断的な法執行提携体制の確立
要旨抜粋	(三) 行政法執行と刑事司法の効率的な提携を強化すること 権利侵害および模倣品・粗悪品の摘発分野における行政法執行と刑事司法との提携作業の旗振り役部門として、商務部は確実に責任を取り、統合調整を強化していく。 行政法執行部門が法執行・検査中に権利侵害および模倣品・粗悪品関連行為で犯罪容疑のあるものを見付けた場合、公安機関に迅速に取り次ぎ、規定に準じて犯罪嫌疑事件を移送する。 取り次ぎを受けた公安機関は直ちに調査し、法に照らして立件するかどうかを決定する。公安機関が行政法執行部門に検査や鑑定、認定などの協力を要請した場合、行政法執行部門は協力しなければならない。 県級以上の地方人民政府は、権利侵害および模倣品・粗悪品の摘発分野における行政法執行と刑事司法との提携作業の旗振り役となる機構をできるかぎり早く明確にし、合同会議や事件相談等制度の確立と健全化により、複雑な難解事件については迅速に検討し、提携作業上の課題を研究、解決する。 司法機関は、行政法執行部門の法に照らした事件処理に積極的に支持し、調整・協力を強化する。 権利侵害および模倣品・粗悪品の摘発分野における行政法執行と刑事司法との提携作業の情報共有化プラットフォームの構築を加速し、2013 年末までには段階別にその構築を全面的に完了させ、行政法執行部門と司法機関との法執行および司法情報の連結・交信を実現する。略式手続適用事件を除いては、行政法執行部門は所定の時間までに該当の事件情報を共有化プラットフォームに入力しなければならない。 権利侵害と模倣・粗悪犯罪嫌疑の事件を移送しない、受理しないまたは口実を設けて法執行の協力をしない場合、紀律・法令に基づいて関係組織と関係者の責任を追究する。

	(四) 地区・部門の横断的な法執行提携体制を確立すること。 各地区や各関連部門では連絡員制度を確立し、権利侵害および模倣品・粗悪品関連違法犯罪の情勢を定期的に検討判断し、重点的に摘発しようとする目標と対策を確定する。手がかり取次ぎ、事件処理協力、法執行連携、定期的会合などの制度を確立し、立件への協力や証拠の調査収集、証拠の相互承認、法執行協力および緊急時の連動作業体制を整えることにより、摘発強力をすすめる、摘発の効果を増強する。法執行提携の経緯を規範化し、地域間の法執行情報の共有化を強化し、地域横断的な法執行提携の監督効果を高める。部門間の連携摘発の優位性を十分に発揮し、行政法執行部門が法に照らして公安機関に対し法執行連携を要請した場合は、公安機関は積極的に協力しなければならない。
--	---

⑨ 2012 年全国知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の生産・販売の摘発に関する取組要領の印刷配布に関する国務院弁公庁の通達

時 間	2012 年 5 月
主催部門	国務院弁公庁
主な内容	・ 知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の生産・販売の摘発に関する取組の一層の強化に関する国務院の意見（国発〔2011〕37 号）の趣旨を全面的に実践し、侵害品・模倣品関連の突出した問題点を中心に、特別摘発活動を実行し、刑事司法による摘発を強化することなどを指示した。 ・ 行政法執行と刑事司法との整合化体制を強化すること。 ・ 地域・部門横断的な行政法執行提携体制を整備すること。

3. 手続きのながれ

税関による刑事移送手続きのながれを把握するには、まず中国税関の組織構造を理解する必要がある。中国税関は集中・統一型、垂直指導的な行政管理体制をとっている。そして、組織機構上、3つの層に分けられる。

■ 第一層：税関総署（北京）

■ 第二層：直属税関（全国 41 ヶ所）

■ 第三層：支部税関

各直属税関が管轄する約 600 ヶ所の支部税関と事務所、および約 4000 ヶ所近くの通関監督管理所

（出典）税関総署：<http://service.customs.gov.cn/default.aspx?tabid=3383>

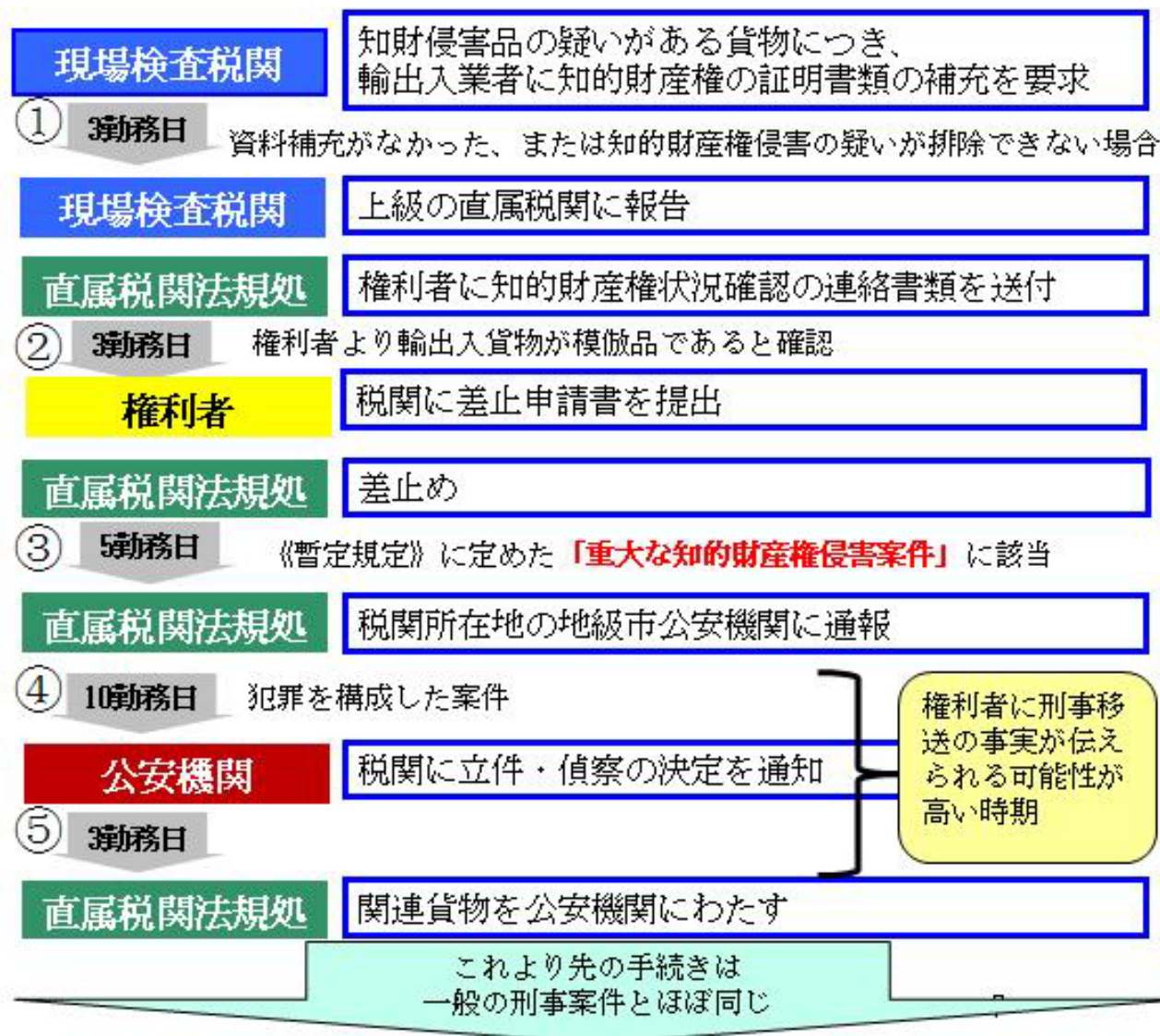
図 7 全国直属税関分布図



出典：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/>

中華人民共和國知的財産権税関保護条例実施弁法(以下、税関保護条例実施弁法)および暫定規定などにより、税関から公安への刑事移送手続きのながれは以下のとおりである。

図8 税関案件の刑事移送手続きのながれ



参考条文

①3 勤務日について

税関保護条例実施弁法は税関が荷受発送人に対し規定期限内に貨物の知的財産権状況を報告し、関連証明書類を提出するよう求めることができると定めているが、具体的な期限が明示されていない。直属税関である拱北税関の規定では3 勤務日と明記されているので、これを参考として記載する。

税関保護条例実施弁法 21 条 税関は輸出入貨物の監督管理を実施し、輸出入貨物が税関総署に登録された知的財産権に関わり、輸出入業者あるいは生産業者が関係する知的財産権を使用する状況が税関総署に登録されていないことを発見した場合、荷受発送人に対し規定期限内に貨物の知的財産権状況を報告し、関連証明書類を提出するよう求めることができる。

拱北税関知的財産権保護執法プログラム 1.3.1.2 知的財産権状況の補充を要求

税関登録管理システムで確認した結果、輸出入貨物が知的財産権を侵害する疑いがある場合、荷受発送人に対し、**3 勤務日**以内に貨物の知的財産権状況を書面で報告し、関連証明書類の原本を提出するよう要求すべきである。

(出典) 法律快車：<http://www.lawtime.cn/info/zscq/ipbhzscqhg/2010072937935.html>

②3 勤務日について

税関保護条例実施弁法 22 条 知的財産権権利者は、本弁法第 21 条が規定する税関による書面通知の送達日から **3 勤務日**以内に下記の規定にしたがって返答しなければならない。(後略)

③5 勤務日について

知的財産権侵害犯罪の疑いがある案件の公安機関への通報および移送の強化に関する通達によると、通報時期：差止後の **5 勤務日**以内に通報すべき(差止め前の通報も可)；公安機関から立件決定通知を受けた後、**3 勤務日**以内に移送すべき。

④10 勤務日について

公安部 税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定 8 条 税関が通報した権利侵害嫌疑の貨物や物品の状況について、公安機関は税関の書面での通報を受け取った後、**10 勤務日**に税関の通報者に対して立案、調査を行うかどうか決定し、また書面で税関に通知しなければならない。(後略)

⑤3 勤務日について

公安部 税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定 9 条 公安機関が当事者を立案、調査すると決定した場合、税関は公安機関の立案通知を受理した後 **3 勤務日**以内に、公安機関に関連の貨物や物品を移管しなければならない。

上記ながれから見ると、税関が重大な知的財産権侵害案件を公安に通報し、公安が立件するかどうかを判断する。公安が刑事立件できると判断したら、税関が関連情報および貨物を公安に移送する。この間に、公安が権利者に差止品の価格証明の発行、または侵害業者に関する手がかりの提供などを求めることがある。この時点で権利者に刑事移送の事実が伝えられる場合が多い。しかし、権利者への連絡義務を明記した条文は見当たらない。

また、上記ながれ図は関連規定を参照して作成したものであるが、実務上、若干異なる場合があり、以下のような相違点または留意事項が挙げられる。

(1) 税関が公安に通報する時期

実務上、現場検査税関が大規模な侵害品を見つけた時点で公安に通報するケースがある。すなわち、公安は税関が貨物を差止める前に介入する。この場合、公安は最初から調査活動に参加することにより案件経緯を十分に把握できる。

(2) 通報を受けた後の公安の返答有無

実務上、税関が公安に通報したあと、公安から返答がないことが多い。暫定規定 8 条では、公安が書面で税関に立件可否を通知しなければならないと定めているが、11 条に公

安が 8 条の規定どおりに回答しないことも想定している。公安が回答しない場合、税関が権利侵害貨物輸出入行為の調査、処理を行わなければならない。

参考条文

暫定規定 8 条 税関が通報した権利侵害嫌疑の貨物や物品の状況について、公安機関は税関の書面での通報を受け取った後、10 勤務日で税関の通報者に対して立件、調査を行うかどうか決定し、また書面で税関に通知しなければならない。（後略）

暫定規定 11 条 以下の状況の一つがある場合、税関は知的財産権税関保護条例と税関行政処罰実施条例の関連規定に基づき、関連当事者に対して権利侵害貨物輸出入行為の調査、処理を行わなければならない：

（一）略

（二）公安機関が本規定第 8 条の規定に基づいて 10 勤務日以内に回答をしなかった場合。（後略）

中国外商投資企業協会優質品牌保護委員会（以下、QBPC）が 2013 年 10 月にある地方税関と意見交換を行った際、その税関から、通報したあと公安から返答がないということも少なくないとの発言があったとのこと。

第二章 関連法規

水際取締りにおける刑事移送関連の主な法律・法規は以下のとおりである。

表4 水際取締りにおける刑事移送関連の主な法律・法規

法 令	制定機関	発効日
中華人民共和国刑法（以下、「刑法」）	全国人民代表大会	1997年10月1日
中華人民共和国税関法（以下、「税関法」）	全国人民代表大会	2001年1月1日
行政機関による犯罪嫌疑案件移送に関する規定	国務院	2001年7月9日
中華人民共和国税関行政処罰実施条例（以下、「税関行政処罰実施条例」）	国務院	2004年11月1日
中華人民共和国知識産権税関保護条例（以下、「税関保護条例」）	国務院	2010年4月1日
知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見（以下、「意見」）	最高裁判所、最高人民検察院、公安部	2011年1月10日
知的財産権侵害刑事事件処理の法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈（以下、「解釈一」）	最高裁判所・最高人民検察院	2004年12月22日
知的財産権侵害の刑事事件の法律の具体的適用の若干の問題に関する解釈（2）（以下、「解釈二」）	最高裁判所・最高人民検察院	2007年4月5 日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（一）（以下「立件訴追基準一」）	最高人民検察院・公安部	2008年6月25日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（二）（以下「立件訴追基準二」）	最高人民検察院・公安部	2010年5月7日
刑事事件の立件監督に関する問題についての規定（試行）（以下「立件監督規定」）	最高人民検察院・公安部	2010年10月1日
公安部 税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定（以下、「暫定規定」）	公安部・税関総署	2006年3月24日
中華人民共和国知的財産権税関保護条例に関する実施弁法（以下、「税関保護条例実施弁法」）	税関総署	2009年7月1日

1. 刑事移送の根拠となる法律と規定

以下の法律と規定は税関が犯罪の疑いがある案件を発見した場合、公安に移送すべきであることを定めている。

刑事移送を定めた法律、規定	税関法 91 条 本法律に違反し、中華人民共和国の法律・法規で保護される知的財産権を侵害した貨物を輸出入する場合、税関より法に基づき侵害貨物を没収し、かつ罰金を科す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。
	税関保護条例 26 条 税関は、知的財産権保護の実施において犯罪事件に係わる恐れがあることを発見した場合、これを法により公安機関に移送し処理しなければならない。 29 条 知的財産権を侵害する貨物の輸出入行為につき、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。
	税関保護条例実施弁法 32 条 （前略）輸出入の権利侵害行為に犯罪の疑いがある場合、税関は法に基づき公安機関に移送しなければならない。
	暫定規定 5 条 税関は法執行の過程で重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合、すみやかに公安機関に通報しなければならない。
	税関行政処罰実施条例 4 条 （前略）違法行為に犯罪の疑いがある場合、税関密輸犯罪捜査公安機構、地方公安機関へ移送し法に基づいて処理を行う。 25 条 中華人民共和国の法律、行政法規によって保護される知的財産権を侵害する貨物の輸出入を行った場合、権利侵害貨物を没収し、貨物価額の30%以下の罰金に処す。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

2. 刑事移送の要件

上記各条文から、刑事移送の要件を以下のように読み取ることができる。

- ・犯罪を構成した場合
- ・犯罪事件に係わる恐れがあることがわかった場合
- ・重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合

では、「犯罪を構成する」要件とは何か、「重大な知的財産権侵害案件」の具体的な基準は何か。現行の法令では、これらに関する明確な条文があまり見当たらない。

そのなかで、税関総署が2011年3月に配布した、知的財産権侵害犯罪の疑いがある案件の公安機関への通報および移送の強化に関する通達（以下、「移送強化通達」）は、以下の要件を満たした案件をかならず公安へ通報するように指示している。

通報対象
①模倣品の価額が15万元以上
②商品標識が2万件以上
③海賊版光ディスクが500枚以上
④税関総署が定めたその他通報すべき案件

①については、商標権侵害品であろうが意匠権侵害品であろうが、侵害類型を問わず侵害品の価額が15万元以上であれば公安へ通報しなければならないという解釈が可能である。

①は商標権侵害品をおもな対象としている可能性が高い。理由は税関で差止めた案件の中

では、商標権侵害の件数が圧倒的だからである。「2012 年中国税関知的財産権保護状況」によると、2012 年に全国の税関で差止められた案件の中で、商標権侵害案件が 94%を占めている。また、税関で差止められた物品は未売品であると見なされる可能性が高い。立件訴追基準二 70 条 2 項は登録商標冒用商品の販売行為に関して、まだ販売されていないが、商品の価額が 15 万元以上である場合、刑事案件として訴追できると定めている。

②の商品標識とはロゴそのものを指していると考えられる。例えば、マシンに貼るプレート、服にある商標付きの織りネームなど。

なお、刑法や司法解釈によれば、下記要件（a～e）を満たせば、刑事案件として訴追の対象となる¹。例えば、取締機関が商標の付された商品を押収した場合、(a) 登録商標冒用罪または(b) 登録商標冒用商品販売罪の基準にもとづき、刑事移送できるかどうかを判断する。商品標識のみを押収した場合、(c) 登録商標の標識の不法生産販売罪の基準にもとづき、刑事移送できるかどうかを判断する。

移送強化通達でも明確にされていない部分については、下記の立件要件が参考になると思われる。

(a) 登録商標冒用罪

定義	刑法 213 条：登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用する行為。
訴追基準	「解釈一」1 条 1 項、立件訴追基準二 69 条：情状が重大な場合 ア．不法経営額が 5 万元以上または違法所得額が 3 万元以上の場合。 イ．二種類以上の登録商標を冒用し、不法経営額が 3 万元以上または違法所得額が 2 万元以上の場合。 ウ．その他情状が重大な場合。
加重情状	「解釈一」1 条 2 項：情状が特に重大な場合 ア．不法経営額が 25 万元以上または違法所得額が 15 万元以上の場合。 イ．二種類以上の登録商標を冒用し不法経営額が 15 万元以上または違法所得額が 10 万元以上の場合。 ウ．その他情状が特に重大な場合。

検討

工場が自ら生産し輸出しようとして差止められた場合、これは生産行為に該当するか、あるいは販売行為となるのか。生産行為と見なされる場合、(a) 登録商標冒用罪が適用されるべきである。その場合の刑事移送要件は「不法経営額が 5 万元以上」となる。

¹ ジェトロが 2013 年 3 月に発行した「模倣対策マニュアル 中国編」にも記載あり。

同一種類の商品などの概念は以下のとおり解釈されている。

同一種類の商品	「意見」5条1項： ① 名称が同一である商品 （「名称」は一般的に「商標登録用の商品およびサービスの国際分類」に定める商品の名称を指す）。 ② 名称は異なるものの同一の物を指す商品 （機能、用途、主要原料、消費対象、販売ルート等において同一または基本的に同一であり、同一種類の物として関連公衆に一般的に認められている商品を指す）。 注意： 民事上、「類似の商品」での使用も商標権侵害となるが、 刑事上、「類似の商品」での使用は犯罪にならない。
同一の商標	「解釈一」8条1項： 冒用される登録商標と完全に同一または冒用される登録商標と外観上基本的な差がなく、一般消費者に誤認を生じさせるに足る商標を指す。 「意見」6条： ① 登録商標の字体、大文字・小文字または横・縦並びを変更したもので、登録商標と僅かな違いしかない場合。 ② 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間のスペースを変更したもので、登録商標の顕著な特徴を表すことに支障をもたらさない場合。 ③ 登録商標の色を変更した場合。 ④ 登録商標と外観上基本的に同一であり、公衆に誤認を生じさせるに足りるその他の商標。 注意： 民事上、類似商標の無断使用も商標権侵害となるが、 刑事上、同一商標の無断使用のみ犯罪となる。
使用	「解釈一」8条2項： 登録商標または冒用した登録商標を商品、商品の包装または容器および製品説明書、商品取引文書に使用し、または登録商標若しくは冒用した登録商標を広告宣伝、展覧およびその他の商業活動等に用いる行為を指す。
不法経営額	「解釈一」12条： 行為者が知的財産権侵害の過程で、生産、貯蔵、輸送、販売した権利侵害製品の価額を指す。すでに販売した権利侵害製品の価額は実際に販売した価格に基づいて計算され、生産、貯蔵、輸送および販売されていない権利侵害製品の価額は、表示価格またはすでに調査した権利侵害品の実際の販売平均価格に基づいて計算される。権利侵害製品に表示価格がなく、または実際の販売価格を調査できない場合は、被権利侵害製品の市場の中間価格に基づいて計算される。 数回にわたり知的財産権を侵害し、かつ行政処罰または刑事処罰されていない行為については、不法経営金額、違法所得金額または販売金額の累計で計算する。 「意見」第7条： 生産、貯蔵、輸送および販売されていない登録商標侵害製品の金額算定の際、生産は完了しているが、登録商標が貼付されていない、または完全には貼付されていない製品については、当該製品に他者の登録商標を貼付しようとする意思が確実で十分な証拠により証明されれば、その金額を不法経営額に計上する。

(b) 登録商標冒用商品販売罪

定義	刑法 214 条：登録商標を冒用した商品であることを明らかに知りながら販売する行為。
訴追基準	「解釈一」2 条 1 項：金額が比較的大きい場合 販売金額が 5 万元以上の場合。 立件訴追基準二 70 条： ア．販売金額が 5 万元以上である場合。 イ．まだ販売されていないが、商品の価額が 15 万元以上である場合。 ウ．販売金額が 5 万元以下であるが、販売金額とまだ販売されていない商品の価額を合わせて 15 万元以上である場合。
加重情状	「解釈一」2 条 1 項：金額がきわめて大きい場合 販売金額が 25 万元以上の場合。

検討

侵害業者が輸出しようとして差止められた侵害品は販売済みと見なすか、まだ販売されていないものと見なすかによって、刑事移送の要件が異なる。前者である場合、販売金額の要件は 5 万元となる。後者である場合、その要件は 15 万元となる。上記「移送強化通達」では「模倣品の価額が 15 万元以上」との指導意見を出していることを考えれば、後者、すなわち「まだ販売されていない」と解釈されているようである。

販売金額などの概念は以下のとおり解釈されている。

販売金額	「解釈一」9 条 1 項： 登録商標を冒用した商品の販売後に取得および得られるべきすべての違法収入をいう。
明らかに知りながら	「解釈一」9 条 2 項： ア．自己が販売する商品上の登録商標が改ざん、交換されるかまたはカバーされていることを知っている場合。 イ．登録商標を冒用した商品を販売することにより行政処罰を受けたことがあるか、または民事責任を負わされたことがあり、再び同一種類の登録商標を冒用した商品を販売する場合。 ウ．商標登録者の許諾文書を偽造、改ざんするか、または当該文書が偽造され、改ざんされたものであることを知っている場合。 エ．その他に虚偽登録商標の商品状況を知っているか、または知るべき場合。

(c) 登録商標の標識の不法生産販売罪

定義	刑法 215 条 ：他人の登録商標の標識を偽造し、無断で生産し、または偽造し、無断で生産した登録商標の標識を販売する行為。
訴 追 基 準	「解釈一」 3 条 1 項、立件訴追基準二 71 条 ：情状が重大な場合 ア．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の登録商標の標識の数量が 2 万件以上、または不法経営額が 5 万元以上若しくは違法所得額が 3 万元以上の場合。 イ．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の二種類以上の登録商標の標識の数量が 1 万件以上、または不法経営額が 3 万元以上若しくは違法所得額が 2 万元以上の場合。 ウ．その他情状が重大な場合。
加 重 情 状	「解釈一」 3 条 2 項 ：情状が特に重大な場合 ア．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の登録商標の標識の数量が 10 万件以上、または不法経営額が 25 万元以上若しくは違法所得額が 15 万元以上の場合。 イ．偽造、無断生産し、または販売した偽造、無断生産の二種類以上の登録商標の標識の数量が 5 万件以上、または不法経営額が 15 万元以上若しくは違法所得額が 10 元以上の場合。 ウ．その他情状が特に重大な場合。

(d) 特許冒用罪

定義	刑法 216 条 ：他人の特許を冒用する行為。 「解釈一」 10 条 ： ア．許諾を得ず、生産または販売する製品、製品の包装に他人の特許番号を表記する場合。 イ．許諾を得ず、広告またはその他の宣伝資料に他人の特許番号を使用し、かかる技術が他人の特許技術であると誤認させる場合。 ウ．許諾を得ず、契約書に他人の特許番号を使用し、契約に関連する技術が他人の特許技術だと誤認させる場合。 エ．他人の特許証書、特許文書または特許出願文書を偽造または変造する場合。
訴 追 基 準	「解釈一」 4 条、立件訴追基準二 72 条 ：情状が重大な場合 ア．不法経営金額が 20 万元以上または違法所得金額が 10 万元以上の場合。 イ．特許権者に 50 万元以上の直接的な経済損失をもたらした場合。 ウ．二つ以上の他人の特許を偽造し、不法経営金額が 10 万元以上または違法所得金額が 5 万元以上の場合。 エ．その他情状が重大な場合。

(e) 著作権侵害罪

定義	刑法 217 条：営利目的で下記に該当する著作権を侵害する行為を行なうこと。 ア．著作権者の許諾を得ずに、文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、コンピュータソフトウェアその他の著作物を複製発行した場合。 イ．他人が専有出版権を享有する図書を出版した場合。 ウ．録音録画制作者の許諾を得ずに、その者が製作した録音録画の著作物を複製発行した場合（録音録画製作者の許諾を得ずに情報ネットワーク伝達を通して録音録画作品を複製発行する行為も含まれる。－最高裁判所・最高人民検察院による「著作権侵害刑事事件における録音録画製品の関連問題に対する回答」）。 エ．他人の署名を冒用した美術作品を制作しまたは販売した場合。
訴 追 基 準	「解釈一」5 条 1 項、「解釈二」1 条、立件訴追基準一 26 条、「意見」13 条 1 項： ①違法所得金額が比較的大きな場合：違法所得額が 3 万元以上の場合 ②その他情状が重大である場合： ア．不法経営金額が 5 万元以上の場合。 イ．著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品およびその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計 500 枚（部）以上の場合。 ウ．情報ネットワークを通じて、他人の文字作品、音楽、映画、テレビ、美術、撮影、録画作品、録音録画製品、コンピュータソフトウェアおよびその他の作品を公衆に伝播し、かつ下記いずれかに該当する場合。 ・不法経営額が 5 万元以上である場合。 ・他人の作品を伝播した数が合計で 500 件(部)以上である場合。 ・他人作品を伝播する実際のクリック数が 5 万回以上である場合。 ・会員制方式により他人の作品を伝播し、登録会員数が 1000 人以上に達した場合。 ・金額または数量は上記第 1 号から第 4 号までの基準に達していないものの、その中の二項目以上の基準の半分以上をそれぞれ達した場合。 ・その他情状が重大な場合。 エ．その他情状が重大な場合。
加 重 情 状	「解釈一」5 条 2 項、「解釈二」1 条、「意見」13 条 2 項： ① 違法所得額が巨額の場合：違法所得額が 15 万元以上の場合。 ② 情状が特に重大な場合： ア．不法経営額が 25 万元以上の場合。 イ．著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品およびその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計 2,500 枚（部）以上の場合。 ウ．情報ネットワーク上で他人の作品を伝播することに関する意見 13 条 1 項に定める行為を行い、その金額または数量が同項第 1 号から第 5 号までの基準の 5 倍以上に達した場合 エ．その他情状が特に重大な場合。

3. 公安の管轄

現状では税関が刑事案件の手がかりを発見した場合、現地の公安に通報すべきである。そして、容疑者の所在地と関係なく、発見した税関の現地の公安が管轄権限を有する。ただし、必要がある場合、かつ容疑者の主要犯罪地または居住地が他所にある場合、他所の公安機関が管轄することもできる。関連条文は以下のとおりである。

管 轄 に ついて	暫定規定 5 条 税関は法執行の過程で重大な知的財産権侵害案件の手がかりを発見した場合、すみやかに公安機関に通報しなければならない。案件の手がかりは原則的に各直属の税関から現地の同級公安機関に通報しなければならない。しかし双方の話し合いによる同意がある場合、直属の税関または隷属の税関が現地の公安機関に通報することもできる。
	意見 1 条 知的財産権侵害犯罪事件は、犯罪地の公安機関で立件、捜査される。必要な場合、犯罪容疑者の居住地の公安機関で立件、捜査することができる。知的財産権侵害犯罪事件の犯罪地には、侵害製品の生産地、貯蔵地、輸送地、販売地、そして権利侵害作品の発信や販売を行うウェブサイトのサーバーの所在地、ネットワーク接続地、ウェブサイト設立者または管理者の所在地、権利侵害作品をアップロードする者の所在地、権利者が実際に侵害を受けた犯罪の結果の発生地が含まれる。知的財産権侵害犯罪地が複数ある場合は、最初に受理した公安機関または主要な犯罪地の公安機関の管轄とする。複数ある知的財産権侵害犯罪地の公安機関で管轄について争議がある場合、共通の上級公安機関が管轄を指定する。逮捕許可の要請、送検・起訴、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。 異なる犯罪容疑者や犯罪グループが地域横断で実施する同一ロットの権利侵害製品に関わる生産、貯蔵、輸送、販売など知的財産権侵害犯罪行為に対して、併合処理の要件に合致している場合は、関係のある公安機関はこれを合わせて立件、捜査することができる。逮捕許可の要請、審査起訴への移送、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。
	公安機関の刑事事件処理の手続に関する規定 15 条 刑事案件は犯罪地の公安機関が管轄する。容疑者の居住地の公安機関が管轄することが適切な場合は、容疑者の居住地の公安機関がこれを管轄することができる。 犯罪地には犯罪行為発生地と犯罪結果発生地が含まれる。犯罪行為発生地には犯罪行為の実施地および予備地、開始地、経過地、終了地など犯罪行為と関わる場所が含まれる。犯罪行為が連続、持続または継続状態である場合、犯罪行為の連続、持続または継続実施の場所はすべて犯罪行為発生地に属する。犯罪結果発生地には犯罪対象が侵害された場所、犯罪所得の実際取得地、隠匿地、移転地、使用地、販売地が含まれる。 居住地には戸籍所在地と通常居住地が含まれる。通常居住地とは公民が戸籍所在地から出た後、最後の連続一年間以上住んでいる場所のことである。 法律、司法解釈またはその他の公文書が犯罪案件の管轄について特別な規定を作

	成した場合、その規定に従うべきである。 (中略) 18 条 複数の公安機関が管轄権を持つ場合は、最初に受理した公安機関が管轄する。必要なときは、主要な犯罪地の公安機関が管轄することができる。 19 条 管轄不明または管轄に争いがある刑事案件については、関係する公安機関の協議により解決することができる。協議ができない場合、それらの共同の上級公安機関が管轄を指定することができる。 特別な事情がある刑事案件については、それらの共同の上級公安機関が管轄を指定することができる。
--	--

しかし、税関所在地の公安が容疑者所在地の公安と異なる場合、管轄権の問題で公安内部の手続きが必要となる。それが複雑で刑事移送に至らなかったという声もある。

日本の IIPPF が 2013 年 11 月に税関総署を訪問した際、この点について税関総署側の意見を仰いだそうである。税関総署側も問題があることを認識しており、暫定規定の改定を検討しているとした上で以下の主旨の発言があった。「現行の『公安部・税関総署の知的財産権における法執行の協力強化に関する暫定規定』の改定に関し、現在は税関が差止めた後、税関所在地の公安に送致するが、公安と侵害者の所在地が異なる場合があり、公安内で侵害者の所在する公安に再度送致しており、時間がかかり、効率も悪い。そこで侵害者が所在する公安に、税関から直接送致できることを検討している」。

4. 刑事移送の監督

本来であれば刑事移送すべきにもかかわらずされなかった場合、権利者には二つの救済方法があると考えられる。

- (1) 検察院などの監督部門へ申し立てること
- (2) 人民法院へ訴えを提起すること

関連条文は以下のとおりである。

- (1) 検察院などの監督部門へ申し立てること

税関が移送しない場合	行政機関による犯罪嫌疑案件移送に関する規定 14条 行政機関が犯罪嫌疑案件を移送する場合、人民検察院と監察機関の法律に基づく監督のもとで実施すべきである。行政機関が本規定に違反し、公安機関へ移送すべき案件を移送しない場合、どの企業も個人も人民検察院、監察機関および上級行政機関へ申し立てる権利がある。
公安機関が立件しない場合	立件監督規定4条 公安機関が立件、調査しなければならない告訴または移送される係争事件を立件、調査しないことを、被害者およびその法定代理人、近親者または行政法執行機関が人民検察院に申し立てる場合、人民検察院はこれを受理し、審査するものとする。 人民検察院は、公安機関が立件、調査しなければならない事件を立件、調査しない可能性が発覚された場合には、法に基づいた審査を行うものとする。

(2) 人民法院へ訴えを提起すること（刑事自訴）

人民法院へ直接訴えを提起する場合	「解釈二」 5条 被害者が知的財産権の侵害を証明する証拠を有する刑事事件を人民法院へ訴えを提起する場合、人民法院は法に従い受理しなければならない。社会秩序と国家利益に深刻な損害を与えるような知的財産権侵害による刑事事件は、人民検察院が法に基づき公訴を提起する。
------------------	---

第三章 事例紹介

本章では過去の成功事例と失敗事例を収集・検討し、成功要因や失敗要因を整理することを試みた。

1. 事例の出典

中国 IPG 水際ワーキンググループのメンバーである日系企業向けにアンケートを実施した結果、成功事例 6 件、失敗事例 5 件を集めることができた。また、税関総署が公式サイトで発表した事例、インターネットでの報道記事などのネット情報により、成功事例 26 件、失敗事例 2 件を収集できた。失敗事例が少ないため、執筆者が扱った案件から、失敗事例 2 件を選択した。

表 5 事例の出典

分類	日系企業アンケート	ネット情報	執筆者が扱った案件	合計
成功	6	26	0	32
失敗	5	2	2	9
合計				41

上記数字から見ると、ネット情報から収集した成功事例がもっとも多い。税関側が自らのアピールのため、成功事例のみを報道機関に報道させたのがその理由と思われる。また、失敗事例数は成功事例の 1/3 しかないが、実際はそうではない可能性が高い。収集できなかった理由はふたつある。

- (1) 失敗事例は報道されないので、ネット上には見当たらない；
- (2) 権利者側の刑事移送への意欲がまだ低い可能性がある。一部の権利者は税関差し止めが実現できたことに満足し、さらなる手間と費用をかけてまで刑事移送に追い込もうとは考えない傾向にあると思われる。そのため、公安移送基準を満たした場合であっても、公安に移送されなかったことを失敗だとは認識していない可能性がある。認識がない以上、失敗事例として報告されることがなく、結果的に失敗事例の収集が難しいとの現状に結びついている。

2. 摘発税関別内訳

事例は 13 の直属税関に関するものである。うち、大部分の事例は沿岸部の税関（計 9 税関）で発生した案件であり、全案件数の 86% を占めている。模倣品の大規模な輸出は海上ルートを利用することが多いとの実態を表しているといえる。

表 6 収集事例の摘発税関別内訳

税関（直属税関）	件数	備考
上海	8	沿岸部
杭州	5	沿岸部
寧波	5	沿岸部
黄埔	4	沿岸部
青島	4	沿岸部
深セン	3	沿岸部
アモイ	3	沿岸部
広州	3	沿岸部
北京	2	
武漢	1	
重慶	1	
南京	1	
珠海	1	沿岸部
合計	41	

図 9 沿岸部税関が占める比率

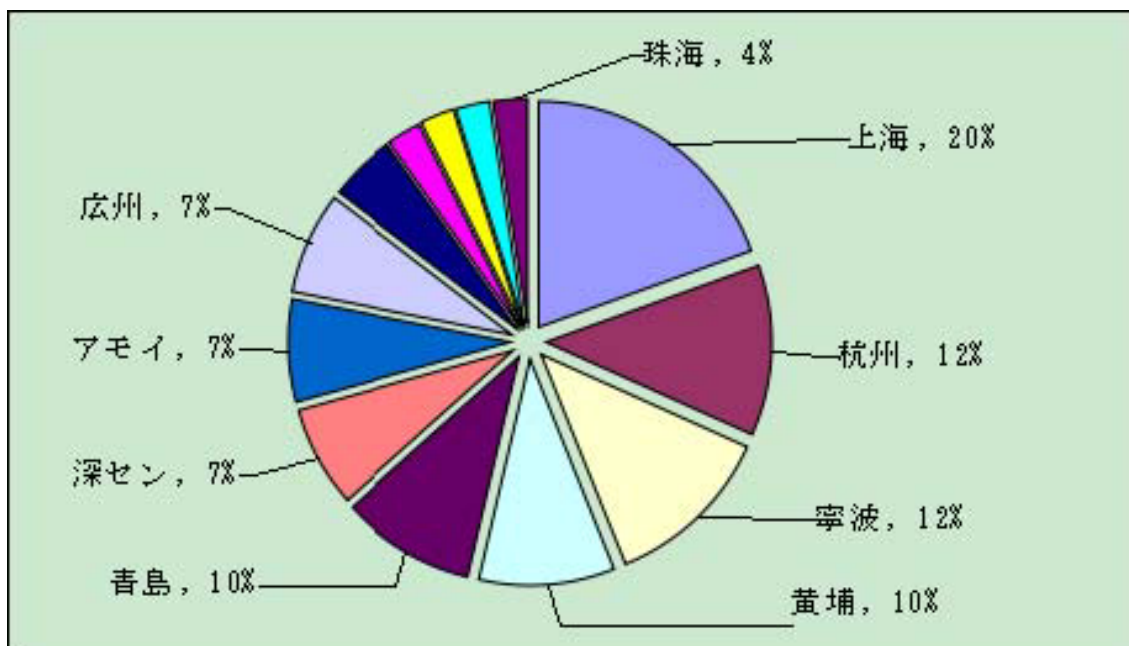
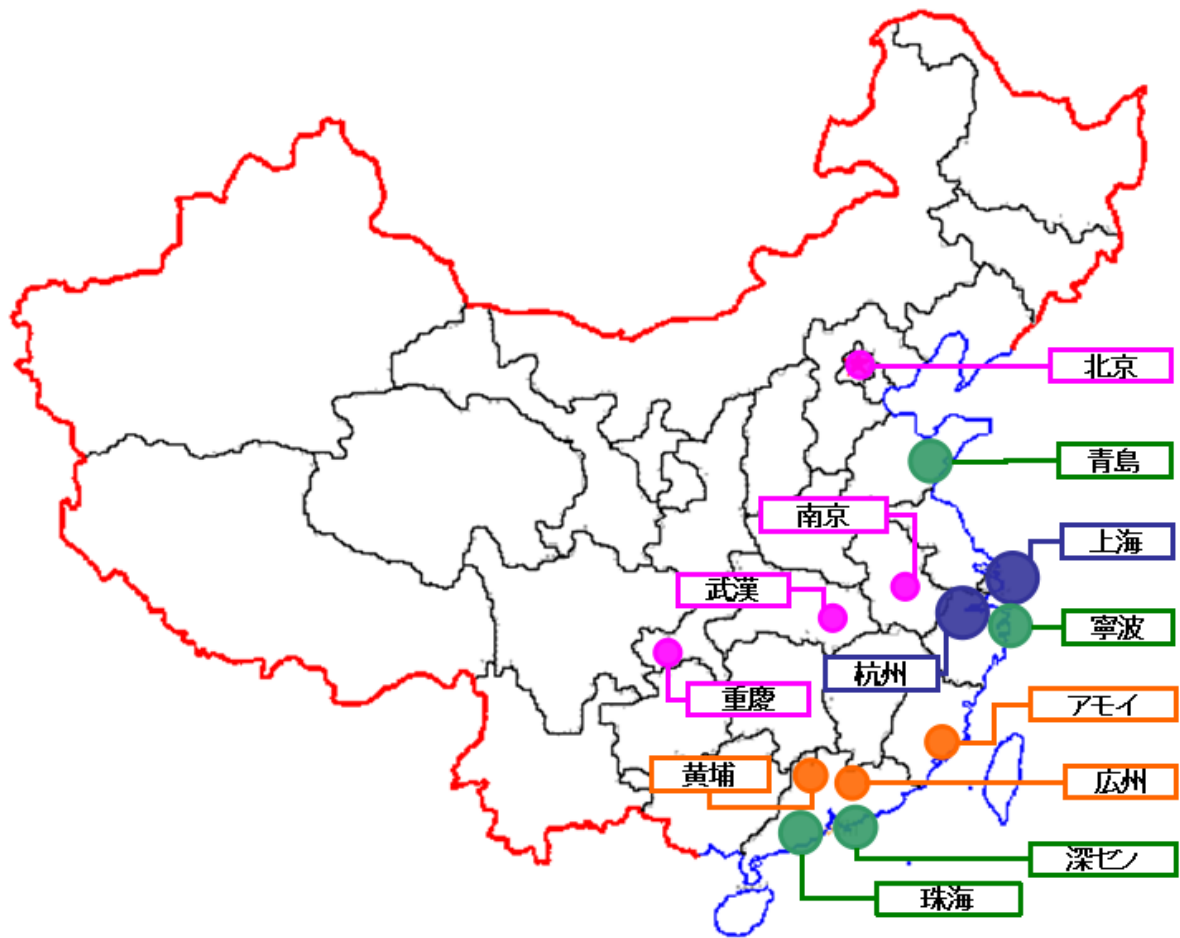


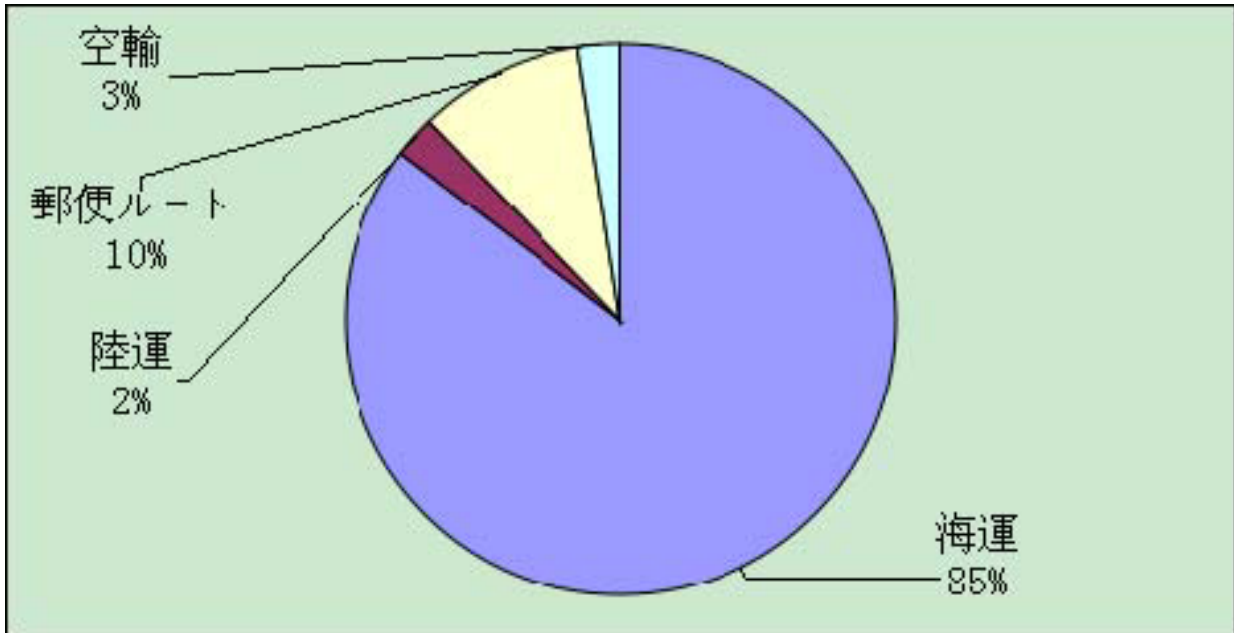
図 10 事例にかかわる 13 の税関の所在地図



3. 輸送手段別内訳

今回集めてきた事例から見ても、海上ルートを利用したものが圧倒的が多い。全体の85%を占める。

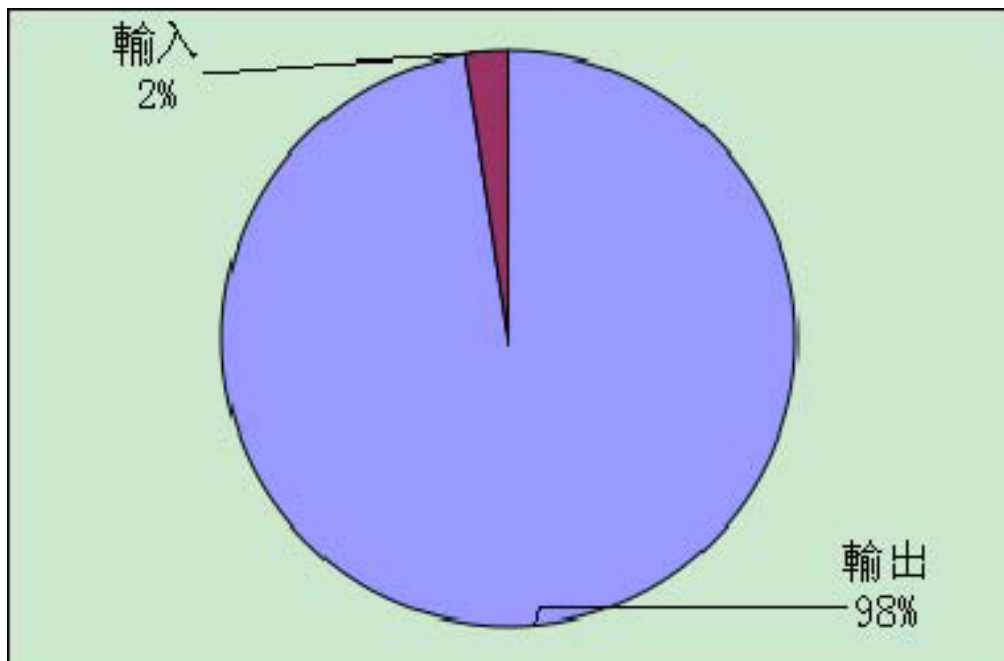
図 11 各輸送手段が全体事例に占める比率



4. 輸出入別内訳

41 件のうち、輸入の事例は 1 件しかない。輸出の事例は 98%を占めている。世界の工場と呼ばれている中国は知的財産権保護に力を入れているが、侵害品が輸出されている現象がまだまだひどいことが伺える。

図 12 輸出入別内訳



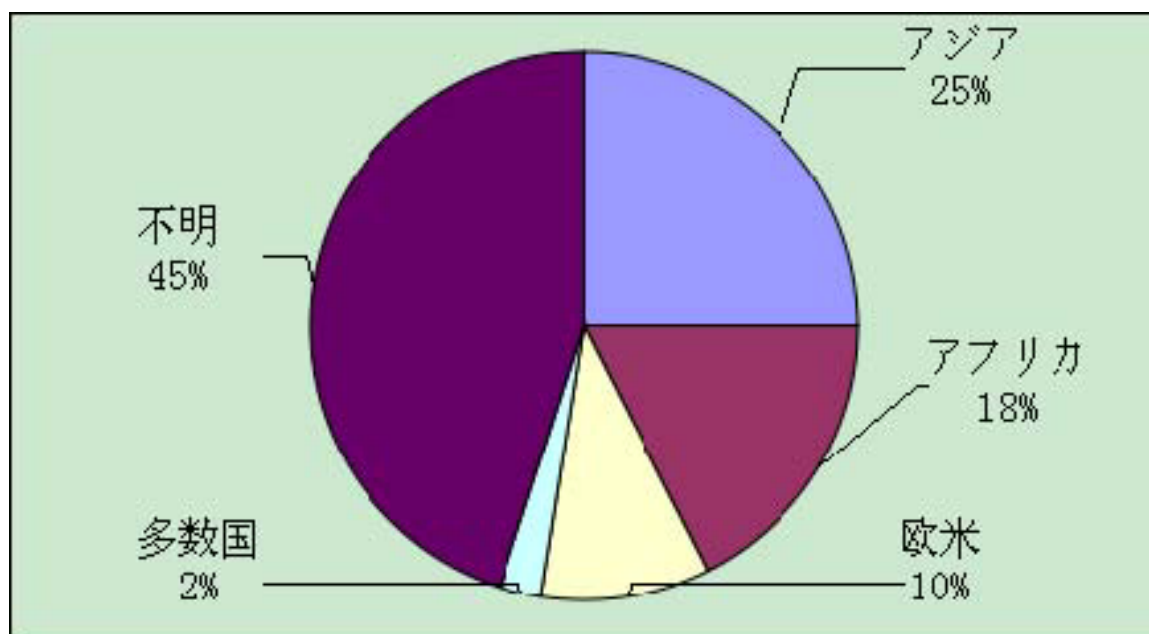
5. 輸出先（仕向け地）別内訳

40 件の輸出事例から仕向け地に関する情報を抽出してみた。アジアおよびアフリカへの輸出が比較的多い。

表 7 仕向け地詳細リスト

地域	国	事例数	合計
アジア	インドネシア	1	10
	マレーシア	1	
	イラン	2	
	UAE	2	
	パキスタン	1	
	日本	1	
	東南アジア	1	
	シリア	1	
アフリカ	エジプト	2	7
	ナイジェリア	3	
	パナマ	1	
	ギニア	1	
欧米	アメリカ	2	4
	オランダ	1	
	フランス	1	
多数国	欧州や南アフリカ等十数カ国	1	1
不明	不明	18	18
合計			40

図 13 各仕向け地が全体に占める比率

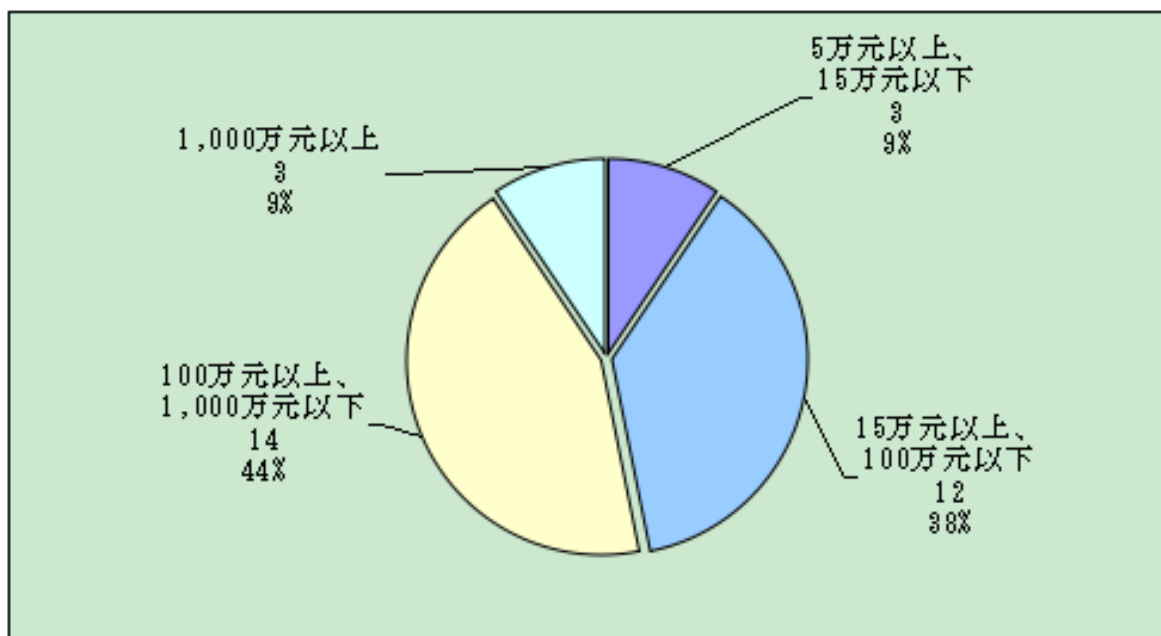


6. 押収品価額別内訳

(1) 成功事例（32 件）の押収品価額別内訳

押収品価額は 15 万元から 1000 万元の間の案件が多かった。全体の 82%を占めている。

図 14 成功事例の押収品価額別内訳

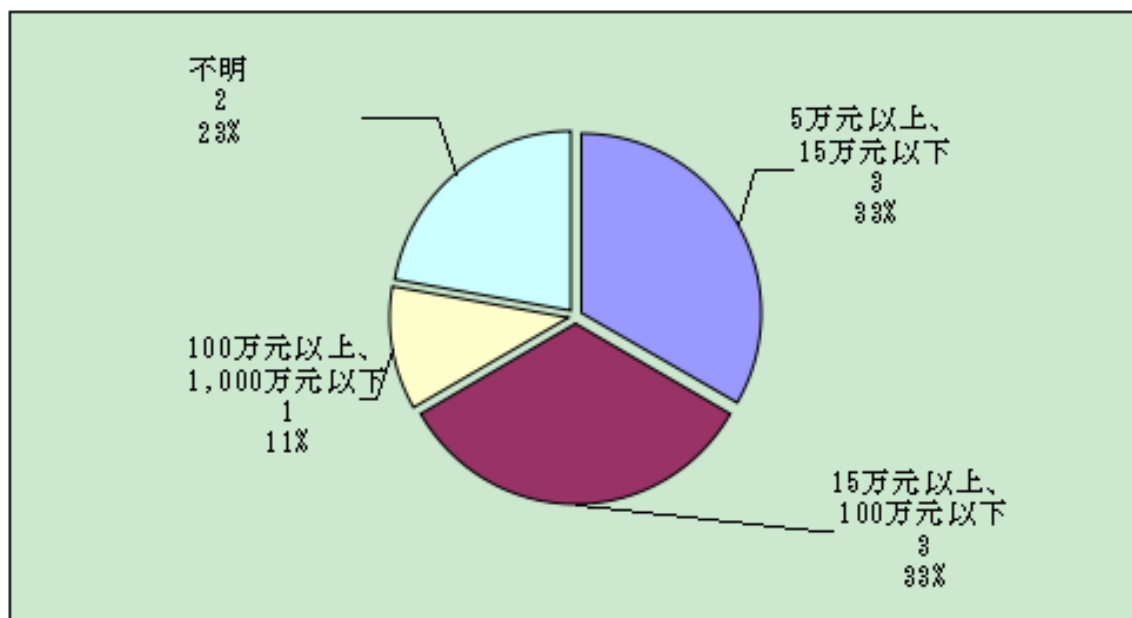


なお、一部の案件は価額不明であることから、商品および数量にもとづき価額を算出した。

(2) 失敗事例（9 件）の押収品価額別内訳

押収品価額が公安移送基準の一つである 15 万元を超えている案件であっても、刑事移送に失敗している事例が複数存在することがわかる。

図 15 失敗事例の押収品価額別内訳



7. 成功事例

【成功事例 1】

発生年月	2012年8月	税関	アモイ税関
対象製品	衣料品	公安	アモイ市公安局
押収品数量	6万枚以上	押収品価額	212万元
仕向地	オランダ	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。通関資料にある貨物数量がコンテナの容量と一致せず、かつ仕向け地が侵害品流出の危険性が高い国であったこと。
- ・ 巧妙化類型：①侵害品をコンテナの奥に置いていたこと
②侵害ではない文字商標を目立つように印刷すると同時に、著名性がやや低い権利者の図形商標も印刷していたこと
- ・ 案件処理経緯：権利者に確認⇒税関差止⇒公安へ通報⇒公安が立件
- ・ その他：この税関は2013年3月、同じ商標を侵害し、価額が205万元に上る商品を再び押収。公安はこの件も刑事立件した。

【検討】

- ・ 本件の押収品価額は212万元であり、移送基準である15万元よりはるかに高い。
アモイ税関が差止めた衣料品類案件の中のもっとも大きい案件とされている。
税関も公安も重視していた。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと

【成功事例 2】

発生年月	2010年11月	税関	アモイ税関
対象製品	タバコ	公安	アモイ市公安局
押収品数量	971.34万本	押収品価額	621万元
仕向地	フランス	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

・発見の契機：税関の通常査察。通関業者の担当者が通関手続き審査を急ぐよう税関職員に何度も催促した。税関職員は不審に思い、重点的に検査した。

・巧妙化類型：多層包装。侵害標識のあるタバコを標識の付されていないダンボールに入れた。

・案件処理経緯：権利者に確認⇒税関差止⇒公安へ通報、煙草専売局にも⇒3 部署でタバコの輸出動態を検討し、手がかりを突きとめ、危機検討システムに反映

【検討】

・本件の押収品価額は 621 万元であり、移送基準である 15 万元よりはるかに高い。

また、ちょうど全国における知的財産権侵害および模倣品の生産・販売の摘発に関する特別プロジェクトを行っているところだった。税関も公安も意欲が高く、お互いに協力しあった。

【移送成功要因】

- ・違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・特別キャンペーン期間中で税関も公安も意欲が高かったこと

【成功事例 3】

発生年月	2012年7月	税関	上海税関
対象製品	自動車照明部品	公安	江蘇省常州市公安局武進分局
押収品数量	72万点	押収品価額	8000万元
仕向地	イラン	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 上海税関が侵害品を差止め
 - ⇒権利者が江蘇省常州市にある生産業者を突き止め
 - ⇒権利者が常州市公安局武進分局へ申立て
 - ⇒公安が立件し、調査を経て生産業者の責任者を突き止めた
 - ⇒生産業者の責任者は侵害行為を認めた

【検討】

- ・ 本件権利者は積極的に生産業者を突き止め、刑事案件を促進した。

【特徴】

- ・ 税関と公安が省をまたいで連携したこと

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 権利者が積極的に調査を実施し、公安に働きかけたこと

【成功事例 4】

発生年月	2012年6月	税関	黄石税関 (武漢税関の支部税関)
対象製品	自動車部品	公安	湖北省黄石市公安局
押収品数量	1,400点	押収品価額	31万元
仕向地	UAE	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。

- ・ 巧妙化類型：外箱に別の標識が付されており、侵害品を箱から取り出さないと侵害標識が見えない。

- ・ 案件処理経緯：権利者に確認⇒税関差止⇒公安へ通報⇒公安が立件⇒公安が調査し、検察機関へ移送⇒検察機関が起訴

【検討】

- ・ 本件の押収品価額は 31 万元であり、移送基準である 15 万元より高い。

また、ちょうど「薬、食品、自動車部品模倣品の輸出入に関する特別プロジェクト」を行っているところだった。税関も公安も意欲が高く、お互いに協力し合った。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 特別キャンペーン期間中で税関も公安も意欲が高かったこと

【成功事例 5】

発生年月	2012年4月	税関	義烏税関 (杭州税関の支部)
対象製品	テープ	公安	浙江省義烏市公安局
押収品数量	22万点以上	押収品価額	税関での押収：9.6万元 公安による帳簿調査：100万元
仕向地	エジプト	輸送方法	海運
案件の現状	生産業者の責任者2名に懲役1年6ヶ月、執行猶予3年、罰金8万元と判決		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒税関が通関申告員への聞き取りを切り口として生産業者を突き止め、侵害品生産の事実を把握した。
 - ⇒権利者に確認後、税関差止
 - ⇒公安へ通報、質量技術監督局(以下 TSB という)にも連絡
 - ⇒公安が税関と TSB と共同で生産業者を取締り
 - ⇒生産現場で侵害品および帳簿を押収、違法経営金額は約 100 万元
 - 容疑者 2 名を逮捕
- ・ 刑事判決：
 - 生産業者の責任者 2 名に懲役 1 年 6 ヶ月、執行猶予 3 年、罰金 8 万元の判決が下された。

【検討】

税関で差止めた貨物の価額は 9.6 万元で、移送基準の 15 万元に達していない。だが、税関は経験から、工場が義烏近辺にあることを判断した。また、手がかりを十分に利用し工場を突き止め、侵害品生産の事実を把握した。公安も速やかに協力し、帳簿の押収により違法経営金額を積み上げることができた。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 税関の意欲が高かったこと(積極的に裏の生産/販売業者を突き止めた)
- ・ 公安と税関の良好な連携

【成功事例 6】

発生年月	2012年2月	税関	深セン税関
対象製品	薬	公安	深セン市公安局
押収品数量	2万点以上	押収品価額	10万元
仕向地	アメリカ→中国	輸送方法	郵便ルート
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・発見の契機：税関の通常査察。
- ・案件処理経緯：
税関が侵害品を発見⇒権利者に確認⇒税関差止⇒公安へ通報

【特徴】

- ・郵便物
- ・アメリカから輸入

【その他】

- ・深セン税関では、郵便ルートで差止めた薬輸入案件の中で本件の押収品数量がもっとも多い

【検討】

輸入物から模倣品を差止めるケースは極めて少ない。本件の貨物価額は 15 万元未満であるが、輸入品の差止め案件としては同税関において数量がこれまでもっとも多い案件と言われている。しかも、薬の模倣品の摘発は 2012 年税関特別プロジェクトの重点である。そのため、税関も公安も本件を重視し、特別に刑事案件にした可能性が高いと思われる。また、別ルートでさらなる侵害情報を入手した可能性もある。

【移送成功要因】

- ・珍しい案件類型であること（郵便ルートの輸入品から模倣品発見）
- ・特別プロジェクト期間中で税関も公安も意欲が高かった

【成功事例 7】

発生年月	2012年1月	税関	煙台税関 (青島税関の支部)
対象製品	薬	公安	煙台市公安局
押収品数量	1.8万粒	押収品価額	230万元
仕向地	アメリカ	輸送方法	郵便ルート
案件の現状	懲役1年、執行猶予1年、罰金6万元		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。郵便の宛先が明確に書いていない。また、レントゲンで検査した画像からみると、実物は申告した商品名と一致していない。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報、移送
 - ⇒公安が容疑者1名を逮捕

【検討】

郵便ルートの押収品としては違法経営額が非常に高いといえる。青島税関が郵便ルートで差止めた案件の中で、本件は数量がもっとも多く、価額額ももっとも高い案件である。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと

【成功事例 8】

発生年月	2011年12月	税関	重慶税関
対象製品	ガソリン発電機 (国内ブランド)	公安	重慶市公安局
押収品数量	479台	押収品価額	90万元
仕向地	パキスタン	輸送方法	陸運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：権利者からの情報提供。
- ・ 案件処理経緯：
 - 権利者が差止を申立て
 - ⇒重慶税関の調査により、以下の事情が判明
 - 侵害業者は「LONCIN」標識が付されたガソリン発電機をパキスタンに輸出
 - ⇒重慶税関はパキスタンへの輸出申告を重点的に査察
 - 査察により、ロゴなしの意匠権侵害品を発見
 - さらなる調査により、隠された商標権侵害品も発見
 - ⇒違法経営額が大きいため、重慶市公安局に移送
 - ⇒公安は容疑者 4 名を逮捕

【検討】

権利者が積極的に侵害業者の輸出情報を収集し、税関に差止めを申し立てた。また、現場に赴き、真贋鑑定に積極的に協力した。本件は権利者の努力で刑事案件になったといえる。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 権利者が積極的に情報収集し、税関に働きかけたこと

【成功事例 9】

発生年月	2011年4月	税関	上海税関
対象製品	ベアリング	公安	上海市公安局
押収品数量	2.4万セット	押収品価額	約30万元
仕向地	イラン	輸送方法	海運
案件の現状	貿易会社や生産業者2社の責任者計4名に判決が出た。詳細は不明		

【経緯】

・発見の契機：税関の通常査察。上海税関ではベアリング模倣品の差止めが多発している
ので、日常的にベアリングを慎重に検査している。

・案件処理経緯：

税関が侵害品を発見

⇒権利者に確認

⇒税関差止

⇒税関は手がかりに基づき、生産業者などについて詳しく調査した

⇒公安へ通報

⇒公安が工場で侵害品を1.6万点押収し、容疑者を逮捕

【検討】

上海税関はベアリング模倣品の差止めが多発している現象を積極的に調査し、侵害の上流
まで突き止めるようにしている。そのことにより、公安が即座に容疑者の情報を把握し、対
策を立てることができる。

【移送成功要因】

- ・違法経営額が15万元を超えていたこと
- ・税関の意欲が高い(積極的に裏の生産/販売業者を突き止めた)
- ・公安と税関の良好な連携

【成功事例 10】

発生年月	2011年4月	税関	嘉興税関 (杭州税関の支部税関)
対象製品	冷蔵庫 DVD プレーヤー	公安	浙江省公安庁
押収品数量	1,300台 1.4万台	押収品価額	不明、約100万以上
仕向地	ナイジェリア	輸送方法	海運
案件の現状	輸出入業者、貿易会社および生産業者の責任者計6人に判決がでた。詳細は不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 巧妙化類型：侵害標識の上にほかの絵を貼っていた。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒税関が輸出入業者および仕入先の工場を調査
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報
 - ⇒公安が輸出入業者および貿易会社の責任者を逮捕

【検討】

杭州税関は豊富な経験があり、即座に模倣品を見つけた。また、公安と緊密に協力し、短時間で案件の偵察を完了した。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 税関の意欲が高かったこと(積極的に裏の生産/販売業者を突き止めた)
- ・ 公安と税関の良好な連携

【成功事例 11】

発生年月	2011年3月	税関	青島税関
対象製品	かばん アクセサリ 時計	公安	青島市公安局
押収品数量	2.8万件	押収品価額	不明（約100万元と推定）
仕向地	日本	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 巧妙化の類型：絨毯の名義で申告、実際はほとんど侵害品のカバンなど、絨毯は十数点しかなかった。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報、移送
 - ⇒公安が詳しく調査した結果、中日韓三国をまたがる模倣品生産販売ネットワークを究明した。広東省にある三つの工場、湖南省のひとつの工場を取り締った。

【検討】

公安の積極的な調査によって3カ国にまたがる大規模なネットワークの摘発に至った。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと
- ・ 公安と税関の良好な連携

【成功事例 12】

発生年月	2011年1月	税関	南京税関
対象製品	化粧品、アクセサリ	公安	南京市公安局
押収品数量	7,300点以上	押収品価額	130万元
仕向地	アメリカ	輸送方法	郵便ルート
案件の現状	懲役2年、罰金40万元、模倣品および生産用工具を没収		

【経緯】

- ・ 発見の契機：通常査察。南京税関が海外への郵便物の査察を実施し、模倣品を発見
- ・ 案件処理経緯：
南京税関が侵害品を発見
⇒違法経営額が高いため、南京税関が南京市公安局に通報
⇒南京公安の調査により、容疑者の生産工場所在地が福州市であることが判明
⇒南京公安は福州市に赴き、現地公安の協力を得て工場への取締を実施した。現場で模倣品を3万点以上押収し、容疑者を逮捕した

【特徴】

- ・ 郵便物から工場を突き止め
- ・ 公安が他省に赴き、工場を摘発および容疑者を逮捕

【検討】

税関の細かい検査で手がかりを発見した。福州公安の協力を得て、南京公安は順調に侵害品を押収し、容疑者を逮捕することができた。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと
- ・ 工場の摘発まで実施し、違法経営額を積み上げたこと
- ・ 税関⇄公安、公安⇄公安間の良好な協力体制

【成功事例 13】

発生年月	2010年12月	税関	上海税関
対象製品	ガソリン発電機	公安	上海市公安局
押収品数量	1,600台	押収品価額	60万元
仕向地	ナイジェリア	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察

- ・ 案件処理経緯：

上海税関が業者 A の侵害品輸出行為を調査していた際、業者 A が業者 B から侵害品を仕入れているとの手がかりを入手した。

⇒上海税関は業者 B を重点監視対象に設定

⇒業者 B から輸出申告が届いた時、税関は早速コンテナを検査

⇒検査の結果、疑義品発見

⇒税関が権利者に確認

⇒税関差止

⇒公安へ通報

⇒公安が容疑者を逮捕

【検討】

税関は侵害の疑いのある手がかりを見逃さず、細かく検査した。公安は税関が調査している際、前もって介入し、刑事案件処理の時間を短縮した。

【移送成功要因】

- ・ 税関の意欲が高かったこと
- ・ 公安と税関の良好な連携
- ・ 違法金額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 14】

発生年月	2010年11月	税関	大鵬税関 (深セン税関の支部)
対象製品	ゲーム機	公安	深セン市公安局
押収品数量	2.4万点	押収品価額	88万元
仕向地	パナマ	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
税関は以下の2点から本件が疑義品であることを推測した。
 - ①申告価格が格段に安い
 - ②この業者が過去に侵害を行った記録あり
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報

【検討】

税関は再犯業者に対し重点的に検査した。違法経営額が高いため、速やかに公安へ通報した。

【移送成功要因】

- ・ 税関の再犯業者に対する危機管理が奏功したこと
- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと

【成功事例 15】

発生年月	2010年9月	税関	青島税関
対象製品	帽子、スポーツウェア	公安	青島市公安局黄島分局
押収品数量	約8,400点	押収品価額	35万元 (工場押収分を合わせると200万元以上)
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒権利侵害であると確認、差止め
 - ⇒貨物を整理する前に公安に通報
 - ⇒公安局は税関が提供した手がかりにより、模倣品の生産工場、包装印刷工場、販売業者、輸出入業者をそれぞれ突き止めた。
 - ⇒公安は上記拠点について取締りを実施し、下記の物品を押収
 - 模倣品完成品：62,000 点以上
 - 商標標章：12 万点
 - 印刷版材、パソコン等の設備
 - ⇒韓国人 3 人を含む首謀者 6 人を逮捕
 - ⇒違法所得金額が 200 万元以上あることが判明

【検討】

税関の経験から、本件が侵害品である可能性が高いと推測した。また、犯罪の疑いがあるので、税関での整理作業が完了する前に早速公安に通報し、事前に介入してもらった。税関が提供した手がかりにより、大きなネットワークを突き止めることができた。公安と税関との協力が非常に順調であった。

【移送成功要因】

- ・ 公安と税関の良好な連携
- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 16】

発生年月	2010年8月	税関	上海税関
対象製品	照明器具	公安	常州市公安局
押収品数量	不明	押収品価額	税関押収分：25万元 公安摘発分：1千万元余
仕向地	ナイジェリア	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 上海税関は常州市の貿易会社が輸出申告したものが侵害品だと推測
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒権利侵害だと確認、差止め
 - ⇒常州市公安に手がかりを提供
 - ⇒常州市公安が調査により、大きなネットワークを突き止めた。
 - ⇒このネットワークは上海、天津、河北省、浙江省および江蘇省などの多数の都市に及んでいる。常州市公安局はこの5省にまたがるネットワークを一気に壊滅させた。
 - ⇒違法所得は1000万元以上

【検討】

本件は省をまたがる典型的事例である。上海税関で差止めたが、侵害者が常州市の貿易会社であるため、上海税関は常州市公安に通報した。また、常州市公安の調査により、貿易会社が五つの省の12軒の工場に発注していることが判明した。常州市公安は特別調査グループを設置した。そして各地に赴き、容疑者を逮捕した。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと
- ・ 公安と税関の省をまたがる良好な連携
- ・ 公安の意欲が高く、省をまたいで調査と摘発を進めたこと

【成功事例 17】

発生年月	2010年7月	税関	黄埔税関
対象製品	化粧品	公安	広州市公安局
押収品数量	10万点	押収品価額	100万元以上
仕向地	東南アジア	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：権利者の申立て
- ・ 案件処理経緯：
 - 権利者が申立て
 - ⇒税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報

【検討】

権利者からの情報提供により、侵害品の海外流出を止めた。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 権利者が積極的に働きかけたこと

【成功事例 18】

発生年月	2010年6月	税関	義烏税関
対象製品	スポーツウェア	公安	浙江省公安厅
押収品数量	8,580枚	押収品価額	約15万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	有期懲役7ヶ月、罰金人民元1万元		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒差止
 - ⇒税関が通関業者から遡り、輸出入業者、貿易会社、首謀者を突き止めた
 - ⇒首謀者が外国人で、随時出国の可能性があるため、税関は早速調査結果を公安に提供
 - ⇒公安はすぐに首謀者を逮捕
 - ⇒裁判所は2011年1月に首謀者への刑事判決を下した。

【特徴】

- ・ 義烏税関の差止めから外国人を逮捕し判決を下した初めての事例とされている。
- ・ 外国人犯罪者が絡む案件であるため、公安の上部組織（浙江省公安厅）が担当した。

【検討】

本件は税関が積極的に首謀者を突き止めてから公安に通報した。また、税関と公安のつながりが非常に良いので、税関が侵害品を見つけてから刑事判決が出るまで、半年しかかからなかった。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと
- ・ 税関の意欲が高かった
- ・ 公安と税関の良好な連携

【成功事例 19】

発生年月	2010年4月	税関	寧波税関
対象製品	帽子、財布、かばん (8ブランド)	公安	青島市公安局
押収品数量	3万点以上	押収品価額	2.3億元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 寧波税関は通常の査察で模倣品を発見
 - ⇒権利者に確認、差止
 - ⇒案件価額がぼう大で、浙江省公安厅に通報
 - ⇒貨物申告者が青島の会社であることから、浙江省公安厅は公安部へ報告し、管轄部門の調整を依頼した
 - ⇒公安部は案件を山東省公安厅へ移し、青島市公安局が管轄部門となった
 - ⇒寧波税関より提供した手がかりにもとづき、青島市公安局は調査を実施したうえ、容疑者 14 名を逮捕

【特徴】

- ・ 8ブランドを同時に侵害し、違法経営額は人民元 2.3 億元
- ・ 公安部による調整。省をまたいだ税関と公安の協力

【移送成功要因】

- ・ 公安と税関の良好な連携、公安部の介在
- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと（2.3 億元と高額）
- ・ 公安間の良好な協力

【成功事例 20】

発生年月	2009年7月	税関	北京税関
対象製品	携帯電話部品 USB メモリ	公安	北京公安
押収品数量	5.4万点	押収品価額	約250万元
仕向地	欧州や南アフリカ等十数カ国	輸送方法	郵便ルート
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 北京税関の郵便局駐在事務所が郵便物への通常査察により模倣品を発見
 - ⇒模倣品は 75 箱あり、宛先が欧州や南アフリカなどの十数カ国になっている
 - ⇒案件価額がぼう大、公安に通報

【検討】

模倣品が小ロットで輸出入されることを防ぐため、全国税関は 2009 年 6 月から 12 月までの間「郵便および速達配達ルートにおける知的財産権保護キャンペーン」を実施していた。本件はその時の典型的な事例である。

【移送成功要因】

- ・ 特別キャンペーン期間中で税関の意欲が高かった
- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 21】

発生年月	2009年5月	税関	寧波税関
対象製品	携帯、時計、靴など計14種類	公安	寧波市公安局
押収品数量	60万点	押収品価額	200万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

・発見の契機：税関の通常査察。

・案件処理経緯：

税関は査察記録により、某通関会社 A が模倣品の輸出入を代行する疑いがあると推測
⇒税関が A 社の通関申告貨物を重点監視
⇒A 社が申告を代行した業者 B の貨物から、二日間で約 60 万点の模倣品を発見
⇒権利者に確認
⇒税関差止
⇒公安へ通報

【特徴】

・税関が危機管理を有効活用し、侵害の可能性が高い業者を事前に割り出していた。

【移送成功要因】

・違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 22】

発生年月	2009年1月	税関	蛇口税関 (深セン税関の支部)
対象製品	薬	公安	広東省公安庁
押収品数量	約300万点	押収品価額	約1500万元
仕向地	エジプト	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・発見の契機：税関が通常の査察で疑わしい輸出申告を発見
- ・疑わしい点についての税関の検討：
 - ①目的地：エジプトで、侵害行為の多発地であること
 - ②貨物の生産地：広東省揭陽市で、侵害業者の集中都市
 - ③輸出の代理会社：過去に侵害品の輸出記録あり
 - ④コンテナのサイズが異常
- ・案件処理経緯：
 - 税関がコンテナを検査し、模倣品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒案件価額がぼう大であるため、税関総署へ報告
 - ⇒税関総署が公安部へ通報
 - ⇒公安部の監督のもとで広東省公安庁が調査を担当

【特徴】

- ・税関総署と公安部の指導のもとで刑事移送が行われた。
- ・税関は危機管理の手法を有効活用し、業者の疑わしい点から模倣品差止めにつながった。

【移送成功要因】

- ・違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 23】

発生年月	2006年3月	税関	黄埔税関
対象製品	携帯	公安	広州市公安局黄埔分局
押収品数量	1.8万台	押収品価額	約100万元以上
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	犯人4名にそれぞれ懲役および罰金の判決が下された。		

【経緯】

- ・ 発見の契機：権利者の申立て。
- ・ 案件処理経緯：
 - 権利者が容疑者の輸出情報を税関に提供
 - ⇒税関が侵害品を差止
 - ⇒公安および工商局へ通報し、公安と工商局が共同で生産業者への取締を実施
 - ⇒生産現場で約 73 万元の侵害品を押収
 - ⇒容疑者 4 名を逮捕
- ・ 刑事判決：
 - 被告 2 名に懲役 9 ヶ月、罰金 5,000 元との判決を下した。
 - 被告 2 名に懲役 8 ヶ月、罰金 3,000 元との判決を下した。

本件は暫定規定が公布されてから初めての刑事移送された案件とされている。

【移送成功要因】

- ・ 権利者による情報収集と申立てが案件摘発につながったこと
- ・ 暫定規定が公布されたばかりで税関の意欲が高かったこと
- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 24】

発生年月	2012年4月	税関	寧波税関
対象製品	照明器具	公安	南京市公安局
押収品数量	9万点	押収品価額	100万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 浙江省の寧波税関が、江蘇省南京市の業者が輸出申告した貨物から侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒業者所在地の南京公安へ通報
 - ⇒南京公安が本件に関する生産業者および輸出業者を取締

【特徴】

- ・ 浙江省と江蘇省をまたぐ税関と公安の連携

【移送成功要因】

- ・ 違法経営金額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 税関と公安が省をまたいで連携が取れたこと

【成功事例 25】

発生年月	2012年1月	税関	義烏税関 (杭州税関の支部)
対象製品	メガネ	公安	浙江省義烏市公安局
押収品数量	21万本	押収品価額	約600万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒税関が荷送人および通関会社を調査し、侵害品輸出入の事実を把握した。
 - ⇒公安へ通報、公安が生産業者を突き止めた。

【検討】

税関が荷送人および通関会社を詳しく調査し、模倣品の隠し方についてお互い相談したとの証拠を入手した。また、それを手がかりとして公安に協力し、生産業者を突き止めた。

【移送成功要因】

- ・ 税関の積極的な調査活動があったこと
- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 26】

発生年月	2010年12月	税関	寧波税関
対象製品	掃除機	公安	寧波市公安局
押収品数量	771台	押収品価額	15万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報
 - ⇒公安が立件し、調査を始めた

【検討】

違法経営額がぎりぎり 15 万元に届く程度であったが、税関は規定にもとづき刑事移送を行った。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 27】

発生年月	2011年10月	税関	拱北税関 (广东省珠海市)
対象製品	インクカートリッジ	公安	珠海公安局
押収品数量	8100点	押収品価額	59万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	被告に懲役3年、執行猶予4年、罰金30万元		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報
- ・ 刑事判決：
 - 輸出業者の責任者に懲役3年、執行猶予4年、罰金30万元との判決を下した。

【検討】

税関が貨物を差止めた後、権利者は何度も税関を訪れた。侵害認定および価格認定について権利者としての意見を述べ、刑事移送を促した。また、税関だけに任せずに、公安を訪れ、事情を説明し、刑事案件にするよう働きかけた。

【移送成功要因】

- ・ 権利者が積極的に働きかけたこと
- ・ 公安の意欲が高かったこと
- ・ 違法経営額が15万元を超えていたこと

【成功事例 28】

発生年月	2012年9月	税関	上海税関
対象製品	ミシン	公安	上海市公安局
押収品数量	380台	押収品価額	23.5万元
仕向地	UAE	輸送方法	海運
案件の現状	検察院が公訴準備中		

【経緯】

- ・ 発見の契機：権利者の申立て
- ・ 案件処理経緯：
 - 権利者は侵害工場を監視し、侵害品が輸出されることが判明した時点で税関に申立て
 - ⇒税関が申立て情報により、侵害品を差止め
 - ⇒税関が公安へ通報
 - ⇒権利者は同時に工商局に申立て、侵害工場への取締を実施した。そして公安に工場摘発の情報提供を行った。

【検討】

権利者は模倣品輸出の情報を入手するため、長期間に渡り侵害工場への調査・監視を行った。また、情報を入手し次第、ただちに税関へ申立てた。税関も非常に協力的で、速やかに検査し、侵害品を差止め、公安へ移送した。

【移送成功要因】

- ・ 権利者が積極的に情報収集し、税関と公安への働きかけを行ったこと
- ・ 税関の意欲が高かったこと
- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと

【成功事例 29】

発生年月	2010年12月	税関	黄島税関 (青島税関の支部)
対象製品	不明	公安	青島市公安局黄島分局
押収品数量	不明	押収品価額	20.6万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	外国籍の被告人に罰金15万元、侵害品没収と国外追放を判示		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報。公安の調査で輸出者はイラク人と判明。
- ・ 刑事判決：
 - 被告に罰金 15 万元、侵害品没収と国外追放の判決を下した。

【検討】

本件の被告はイラク人だが、中国領域内で犯罪を行ったので中国の刑法が適用される。外国人による犯罪を抑制するため、税関、公安ともども外国人絡みの案件を重要視している。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 外国人絡みの案件であったため、税関と公安の意欲が高かった可能性がある

【成功事例 30】

発生年月	2012年6月	税関	上海税関
対象製品	リモコン	公安	安徽省天長市公安局
押収品数量	不明	押収品価額	349万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	3人に有期懲役、罰金計80万元		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 上海税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒上海税関差止
 - ⇒上海公安へ通報、輸出者所在地の安徽省天長市公安局へ移送
- ・ 刑事判決：
 - 責任者 3 人に有期懲役、罰金計 80 万元との判決を下した。

【特徴】

- ・ 権利者は税関に口頭で陳情した上で刑事移送を促し、移送後、定期的に公安と連絡・交流し、進捗状況の把握に努めた。また、価格証明の発行などに協力した。
- ・ 税関と公安との省をまたいだ効果的な連携。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 権利者が積極的に働きかけたこと
- ・ 公安間の良好な協力

【成功事例 31】

発生年月	2013年7月	税関	義烏税関 (杭州税関の支部)
対象製品	ドライヤー	公安	浙江省義烏市公安局
押収品数量	8835点	押収品価額	約80万元
仕向地	シリア	輸送方法	海運
案件の現状	関係者6名を逮捕し、起訴待ち		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒税関の調査により、貿易会社、通関会社、通関会社および輸送会社が共謀して模倣品の輸出を図ったことが判明
 - ⇒公安へ通報
 - ⇒公安と税関が共同で通関帳票や貨物の流れ、資金の流れなどを調査し、生産業者を突き止めた。

【検討】

税関の努力でシリア人の輸出者を突き止めた。公安はさらに寧波にある生産業者を探し出し、摘発を行った。

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと
- ・ 税関の意欲が高く、共謀者の特定に努めたこと
- ・ 公安と税関の良好な連携

【成功事例 32】

発生年月	2010年12月	税関	義烏税関 (杭州税関の支部)
対象製品	サングラス	公安	浙江省義烏市公安局
押収品数量	2.2万点	押収品価額	約200万元
仕向地	不明	輸送方法	海運
案件の現状	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒公安へ通報
 - ⇒公安は貿易会社の容疑者を逮捕し、生産業者、販売業者責任者を指名手配して探している

【移送成功要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元を超えていたこと

8. 失敗事例

【失敗事例 1】

発生年月	2012年3月	税関	広州税関
対象製品	携帯電話部品	公安	広州市公安局海珠分局
押収品数量	7.2万台	押収品価額	不明
仕向地	不明	輸送方法	海運
結果	行政処罰決定：侵害品を没収し、罰金を科すること		

【経緯】

- ・ 発見の契機：公安からの情報提供
- ・ 案件処理経緯：
 - 公安が模倣品輸出情報を税関に提供
 - ⇒税関が模倣品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒税関が侵害品を没収し、罰金を科す等の行政処罰決定を下した

【検討】

公安からの情報にもかかわらず、税関で差止後、刑事案件として移送できなかった。対象商品である携帯電話部品の単価を把握しておらず、その単価が安いため違法経営額が15万元に届かなかった可能性がある。

【移送失敗要因】

- ・ 違法経営額が低かったためと推測される

【失敗事例 2】

発生年月	2011年3月	税関	南沙税関 (広州税関の支部)
対象製品	オートバイク部品	公安	—
押収品数量	396点	押収品価額	120万元 (侵害標識なしの分も含む)
仕向地	不明	輸送方法	海運
結果	税関が行政処罰を下した		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 巧妙化類型：商標なし
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒税関の検査により、コンテナの表にあるのは商標なしのものであり、奥に隠されたのが侵害標識が付されたものであることが判明
 - ⇒権利者に確認後、税関差止。貨物全体の価額は 120 万元に上るが、侵害標識が付されたものは少なかった。
 - ⇒税関は行政処罰決定を下した。また、税関は情報を公安に通報したが、公安がその後さらなる調査を行ったどうかは不明である。

【検討】

本件で税関が行政処罰を下したということは、公安が刑事立件しなかった可能性が高い。侵害業者が商標なしという巧妙な手法で刑事摘発から逃れたことになる。商標が付されていない商品を摘発できるかどうかは、かねてから議論されてきた課題である。本件の場合、侵害商標が付された侵害品も混載されていた状況のもと、商標なしの商品が輸出された場合、仕向地で侵害商標が付され侵害品に変身する可能性が極めて高い。仕向地での対応が望まれるところである。

【移送失敗要因】

- ・ 商標の付されていない商品が違法経営額として計上できなかったため、違法経営額が 15 万元に届かなかったことが失敗の原因と思われる。

【失敗事例 3】

発生年月	2012年7月	税関	寧波税関
対象製品	変圧器	公安	—
押収品数量	1265台	押収品価額	20.8万元
仕向地	ギニア	輸送方法	海運
結果	行政処罰決定：侵害品を没収し、罰金20,900元		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が権利者の登録商標を使用した疑義品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒相手側は侵害に該当しないと税関に抗弁し、貨物リリースを要請
 - 理由は対象製品が権利者商標の指定商品に含まれていないこと、
 - また権利者が対象製品を生産していないこと
 - ⇒権利者は疑義品が消費者に誤認を生じさせるものであるので権利侵害と答弁
 - ⇒税関は権利侵害と判定し、行政処罰決定を下した。

【検討】

本件は権利者の働きかけで権利侵害と認定されたが、刑事移送できなかった。理由は刑法213条（登録商標権者の許諾を得ずに、同一商品に登録商標と同一の商標を使用する行為）の「同一商品」という条件を満たしていないためと思われる。

【移送失敗要因】

- ・ 類似商品だったため、同一商品との要件を満たさなかった。

【失敗事例 4】

発生年月	2010年9月	税関	寧波税関
対象製品	ミシン	公安	—
押収品数量	1330台	押収品価額	20.3万元
仕向地	インドネシア	輸送方法	海運
結果	行政処罰決定：侵害品を没収し、罰金20,350元		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒税関は権利侵害と判定し、行政処罰決定を下した。

【検討】

本件の対象商品は権利者商標の指定商品と同一であり、付されていた商標も権利者の登録商標と同一であった。また、押収品価額は15万元以上であった。しかし、刑事移送基準に達しているにもかかわらず、移送されなかった。また、権利者も積極的に働きかけなかった。その原因は、対象商品が当該権利者の重点的な模倣対策品目ではなかったからのようである。

【移送失敗要因】

- ・ 権利者からの働きかけが足りなかったこと

【失敗事例 5】

発生年月	2010年2月	税関	黄埔税関 (广东省广州市所在の直 属税関)
対象製品	インクリボン	公安	—
押収品数量	—	押収品価額	5.3万元
仕向地	マレーシア	輸送方法	海運
結果	移送できず 刑事移送の代わりに、権利者が民事訴訟を起こし、勝訴した。		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察

- ・ 案件処理経緯：

税関が侵害品を発見

⇒権利者に確認

⇒税関差止

⇒価格認定について税関と権利者との意見が分かれた

税 関：貨物申告価格により計算し、押収品価額が 5.3 万元である

権利者：対象製品の市場平均販売価格により計算し、押収品価額が 72 万元である

⇒税関は権利者の意見を受け入れなかった。価額が低かったため刑事移送できなかった。

⇒権利者は別途民事訴訟を起こし勝訴し、賠償金 20 万元を得た。

【検討】

本件は刑事移送には失敗したが、権利者は積極的に税関と交流していた。価格認定について税関と交渉したものの失敗。しかし、民事訴訟を起こすことにより権利者は自らの権利を保護した。

【移送失敗要因】

- ・ 権利者に不利な価格認定がなされたこと（輸出申告価格がそのまま使われた）

【失敗事例 6】

発生年月	2011年7月	税関	広州税関
対象製品	ミシン	公安	—
押収品数量	—	押収品価額	20万元以上
仕向地	—	輸送方法	海運
結果	移送できず		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒税関が公安へ移送せず、行政処分を下した。権利者の検討によると、刑事移送されなかった理由は侵害者側が現地で強い実力と影響力を持っているためだと思われる。

【検討】

本件は違法経営額が高くとも、侵害者側の妨害工作によって移送されないケースがあることを示している。対抗策として、権利者側も税関への働きかけを一層強めることが考えられるが、税関との関係も考慮した上で進めることが求められる。

【移送失敗要因】

- ・ 侵害者側による妨害工作

【失敗事例 7】

発生年月	2012年1月	税関	黄浦税関
対象製品	トナーカートリッジ	公安	—
押収品数量	2,000点 (権利者 4 社の合計)	押収品価額	約5～6万元 (権利者 4 社の合計)
仕向地	不明	輸送方法	海運
結果	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察。
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止。4 社の商標権侵害品 2,000 点が押収された。税関は侵害業者がタオバオに出品していた際の売価をもとに、違法経営額を計約 5～6 万元と推定した。
 - ⇒それ以降の状況は不明で、権利者に開示されていない

【検討】

トナーカートリッジの純正品は単価が比較的高い商品である。仮に平均 1 点 100 円で試算した場合、押収品の価額は 200 万元に上る可能性がある。税関は侵害業者のネット上の表示価格をそのまま採用したため、違法経営額はかなり安く見積もられた可能性がある。違法経営額の公平公正な調査が行われるよう、税関や公安による侵害品単価の決定スキームの公平性と透明性確保が極めて重要である。

【移送失敗要因】

- ・ 侵害品の価格認定と違法経営額の算定結果が権利者に不利であった可能性が高い

【失敗事例 8】

発生年月	2013年1月	税関	北京空港税関
対象製品	ベアリング	公安	北京市公安局
押収品数量	2000個	押収品価額	約6万元
仕向地	不明	輸送方法	空輸
結果	移送できず 北京空港税関が刑事移送要請したにも関わらず、北京市公安局が棄却した。		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒北京空港税関が刑事移送要請したにも関わらず、北京市公安局が棄却

【検討】

本件が公安に棄却された理由は移送基準 15 万元に達していなかったことである可能性が高い。

【移送失敗要因】

- ・ 違法経営額が 15 万元以下であったこと

【失敗事例 9】

発生年月	2013年3月	税関	アモイ税関
対象製品	ベアリング	公安	—
押収品数量	44万5千個	押収品価額	不明
仕向地	不明	輸送方法	海運
結果	不明		

【経緯】

- ・ 発見の契機：税関の通常査察
- ・ 案件処理経緯：
 - 税関が侵害品を発見
 - ⇒権利者に確認
 - ⇒税関差止
 - ⇒それ以降の状況は不明で、権利者に開示されていない

【検討】

商標権侵害物品の数が多く、違法経営額が15万元以上と判断される。しかし、実状は不明である。公安から連絡がないということは移送できていない可能性が高いと推測している。

【移送失敗要因】

- ・ 取締り機関による情報開示がないため、失敗要因は不明である

第四章 まとめと提案

1. 関連事例から抽出される問題点

上記の事例から刑事移送の成功要因と失敗要因は以下のとおりである。

(1) 成功と失敗の要因

一つの事例に二つ乃至三つの要因をまとめたのもあるので、下記表の事例合計数は実際の事例数 41 件より多い。

表 8 成功と失敗の要因

分類	要因	事例数
成功 (32 件)	①違法経営金額が 15 万元以上であること	31
	②権利者が積極的に働きかけたこと	7
	③指定商品や分野のキャンペーン期間中であること	4
	④税関/公安の意欲が高い	16
	⑤公安と税関の良好な連携	12
	⑥公安間の良好な協力	3
失敗 (9 件)	①違法経営金額が低い(15 万元以下)	3
	②権利者自身からの働きかけが足りなかった	2
	③価格認定が不当であった	2
	④類似商標であったため、同一商標との要件に満たなかった	1

成功要因に関しては、上記要因のほかに、特別な案件である場合、刑事移送の成功率が比較的高い。例えば、成功事例 6 の郵便ルート of 輸入品から模倣品を発見した場合、および成功事例 29 の外国人絡みの場合。

また、事例別にこれらの要因の出現状況は以下のとおりである。

(A) 成功事例

表 9 成功事例に各要因の出現状況

	①15 万 元以上	②権 利 者 働 き かけ	③キャ ンペー ン	④税関/ 公 安 の 意 欲	⑤ 税 関 と 公 安 の 関 係	⑥公安間 の協力	⑦その他
事例1	●						
事例2	●		●	●			
事例3	●	●					
事例4	●		●	●			
事例5	●			●	●		
事例6			●	●			珍しい案件（郵便ルートの入品 から模倣品発見）
事例7	●						
事例8	●	●					
事例9	●			●	●		
事例10	●			●	●		
事例11	●				●		
事例12	●				●	●	
事例13	●			●	●		
事例14	●						税関の再犯業者に対する危機管理 が功を奏したこと
事例15	●				●		
事例16	●			●	●		
事例17	●	●					
事例18	●			●	●		
事例19	●				●	●	
事例20	●		●	●			
事例21	●						
事例22	●						
事例23	●	●		●			
事例24	●				●		
事例25	●			●			
事例26	●						
事例27	●	●		●			
事例28	●	●		●			
事例29	●			●			外国人絡み
事例30	●	●				●	
事例31	●			●	●		
事例32	●						

上記成功要因のうち、権利者が主体的に尽力できるのは主に以下の項目と思われる。

①違法経営額

違法経営金額は税関差し止め案件では押収品の価額と同等に解される場合が普通である。

税関総署が 2011 年 3 月に配布した移送強化通達により決められた移送基準のひとつは「押収品の価額が 15 万元以上」である。別の情状がなければ、15 万元以下の案件は刑事移送できないはずである。しかし、押収品の価額はどのように決められるのか。

移送強化通達で決めた貨物の価額計算方法は以下の 3 種類ある。

①申告価格 ②検証済の実際の販売価格 ③真正品の市場中間価格

優先順位は決められていない。方法が異なると、実際の押収品の価額が大きく違う可能性がある。例えば、失敗事例の 5 番を①申告価格で計算すると、押収品の価額はわずか 5.3 万元である。③真正品の市場中間価格で計算した場合、72 万元になる。

また、中華人民共和国知的財産権税関保護条例 に関する実施弁法 39 条は以下のとおり定めている。すなわち、「本弁法における貨物の価額は税関が当該貨物の取引価格を基準に審査し確定する。取引価格が確定できない場合、税関は法律に従って貨物の価額を評価確定する。」

実務上、税関は具体的な状況を見て計算方法を選択するので、権利者が随時案件を注視し、自らの意見を適切に伝えるべきである。

②個別案件での権利者の積極的な働きかけ

成功事例から見ると、ほとんどの案件は違法経営金額が 15 万元以上である。これは移送強化通達の要求と合致している。ただ、例外もある。税関で差止めた貨物以外に、相手の販売実績、または高額な模倣品を生産していることが証明できれば移送できる(例えば、成功事例の 5 番)。税関や公安の意欲が高い場合、例えばキャンペーンまたは特別プロジェクトの場合、積極的に動いてくれる。権利者も積極的に働きかけ、関連情報を税関/公安に提供することができる(例えば、成功事例の 3 番と 17 番)。

成功事例 32 件のうち、権利者が積極的に働きかけた案件は 7 件しかない。刑事案件を促進するため、権利者が積極的に案件に参加することが期待される。権利者による働きかけの具体的な方法としては、定期的に電話での進捗確認、税関や公安への表敬訪問などが考えられる。

③キャンペーンの利用

中国は昨今、行政部門からの刑事移送を推進している。国が主催したキャンペーンや、税関総署による特別プロジェクトが行われた。このような場合、税関や公安の意欲が高まる。これを利用し、権利者が普段把握している侵害業者に関する手がかりを税関または公安へ提供するのがもっとも効果的である。刑事移送される可能性が通常より高いはずである。

④税関、公安との関係強化を日常的に実施

いざと言う時、税関、公安と順調に情報交換できるよう、常日ごろ税関と公安との関係を強化しておくべきである。税関セミナーへの参加、税関と公安への訪問や感謝旗送呈などの方法で普段からコミュニケーションを取ることが好ましい。

⑤案件情報収集と税関、公安への提供

公安側の立場からは、税関から移送された案件の容疑者が逮捕できるかどうかの一つの鍵となる。したがって、容疑者逮捕に必要な容疑者の住所、違法輸出品の保管場所(倉庫等)等の情報提供は極めて重要な役割を果たす。逆にこれらの情報を公安が得られない場合には、公安は立案決定しないだけでなく、移送案件の受理にも消極的になることと思われる。権利者が情報提供を要望された場合、できる限り協力し実施すれば、案件が順調に進展すること

に役立つ。

⑥公安と税関の橋渡しになること

公安あるいは税関の内部処理手続き、または、税関から公安への処理手続き、さらには受理公安から管轄公安への処理手続き等、移送を行うにあたっては、各当局の職員にそれなりの負荷がかかり、移送手続きに対し必要な協力を得られない場合が想定できる。その際、権利者が橋渡しとして介入することで、刑事移送を促進することができる場合もある。

(B) 失敗事例

表 10 失敗事例に各要因の出現状況

	①15万元以下	②権利者働きかけ不足	③価格認定不当	④類似商標	⑤その他
事例1	●				
事例2	●				
事例3				●	
事例4		●			
事例5			●		
事例6					侵害者側による妨害工作
事例7			●		
事例8	●				
事例9					不明

失敗要因の多数は成功要因と真逆になっている。上記要因以外に、何らかの事情で税関/公安の意欲が低いケースも残念ながら見受けられる。いずれにせよ、上記の成功要因からまとめた権利者のできることを実施すれば、失敗率が下がると思われる。

複数の事例を鑑みて、権利者の心得として大切だと思われることは、違法経営金額が移送基準を超えれば、自動的に刑事移送が行われると考えてはいけないということである。もちろん、キャンペーン期間や取締りを強化している場合には、権利者の積極的な関与なく刑事移送が成功する場合も有り得る。しかし、そうでない場合には、権利者が積極的に関わって行くことこそが大切な要素であると考えて間違いない。

税関での実際の差止め件数自体が権利者にとって満足 of いくものとはいえない状況においては、差止めできた事実だけで十分であり、刑事移送までは望まないと考える権利者も多いと思われる。しかしながら、単なる行政処分では懲りずに再犯を繰り返す悪質業者の違法行為を抑止するためには、刑事罰を科すということが一つの解決策であり、そのためには権利者の積極的関与が望まれると考える。

2. 権利者による対応の留意点

刑事案件を促進するため、権利者が積極的に案件を継続対応することが重要である。

(1) 通関時

侵害業者が模倣品を輸出入するという情報を入手した段階で、権利者は速やかに税関に申立てるべき。

(2) 侵害品差止め時

税関からの「知的財産権状況確認通知書」を受領した際、まず、差止を税関に依頼するかしないかを決める。また、税関が計算した押収品価額を確認し、刑事移送の可能性を予測する。

税関が計算した押収品価額はふたつの方法で確認できる。

①「知的財産権状況確認通知書」に「押収品価額」が書かれている

②担保金の額から推定

担保金と貨物の価額との関係は以下の法律で決められたとおりである。

中華人民共和国知的財産権税関保護条例に関する実施弁法 23 条によると、知的財産権権利者は本弁法 22 条 1 項（1）の規定に基づき権利侵害疑義貨物の差し押さえを税関に求めた場合、以下の規定に則り税関に担保を提供しなければならない。

（1）貨物の価額が2万元に満たない場合、貨物の価額に相当する担保を提供すること

（2）貨物の価額が2万元から20万元までの場合、貨物の価額の50%に相当する担保を提供すること。ただし、担保金額は2万元を下回ってはならない。

（3）貨物の価額が20万元を超える場合、10万元の担保を提供すること

知的財産権権利者は本弁法22条1項（1）の規定に基づき商標権侵害疑義貨物の差し押さえを税関に求めた場合、本弁法24条の規定に基づき総担保を税関総署に提供できる。

上記のとおり、担保金の額により押収品価額が推定できる。例えば、担保金が7.5万元の場合、押収品価額は15万元である。担保金が10万元の場合、押収品価額は20万元以上である。

権利者は真正品の市場平均売価に基づき計算し、税関が計算した押収品価額と比べてみる。差が大きければ、積極的に税関と意見交換すべきである。

(3) 税関調査時

税関と密に交流し、必要であれば、権利者が税関から入手した手がかりを利用し、裏の販売業者や生産業者を突き止める。

(4) 公安へ通報する場合

①違法経営金額が少なく、税関が公安へ通報しない場合

権利者は裏の販売業者や生産業者を突き止め、直接公安へ申立てることができる。公安が販売業者や生産業者への取締により違法経営金額を積み上げる。

②違法経営金額が移送基準に達したが、事情により通報されていない場合

権利者は公安へ事情説明し、公安と税関と交流し、案件を移送させるよう働きかけることができる。

(5) 公安調査時

権利者はできる限り情報収集し、価格証明提出などの形で公安に協力する。

(6) 刑事移送監督について

移送すべき案件がどうしても移送できない場合、以下のふたつの手段をとることができる。

① 検察院などの監督部門へ申し立て

② 人民法院への訴えの提起

上述のとおり、権利者（およびその代理人）は案件の管理者として各段階で積極的に関与し、関係者と密に交流すれば、案件が移送される可能性が高くなる。

広東省珠海市香洲区人民法院 刑事判決書

(2012) 珠香法刑初字第 1257 号

公訴機関：珠海市香洲区人民検察院

被告人：***、女性、****年**月**日に生まれ、**省**市出身、漢族、身分証明書番号：*****、大卒、戸籍所在地：****、****年**月**日に保釈された。

弁護人：***、***律師事務所の弁護士

弁護人：***、***律師事務所の弁護士

珠海市香洲区人民検察院が 2012 年 7 月 13 日付け訴状 (珠香検公訴「2012」1539 号) により商標権侵害事件の被告人・***を提訴した事案を当局は受理し、法律に基づき合議廷を組成するとともに審理を行った。珠海市香洲区人民検察院の代理検察員・***、被告人・***および被告の弁護人である***弁護士、***弁護士ともに訴訟に参加した。現在、本件は結審している。

調査の結果、以下の内容が判明した。すなわち、被告人・***は珠海市***有限公司の法定代表者である。被告人・***は 2011 年 9 月、1.62 ドル/個の価格で、仏山***有限公司に依頼し、回収された「***」カートリッジの空ボトルに普通のインクを充填し、「***」のカートリッジとして販売していた。また、10 月 6 日に珠海市***有限公司に依頼し、九洲税関に輸出の申告を行った。当該カートリッジは税関の通常検査で差し止められた。***有限公司の鑑定により、当該カートリッジは侵害品であると確認された。また、珠海市価格認証センターは 2012 年 7 月 9 日、当該カートリッジの価格の鑑定作業を行った。その結果、当該カートリッジの価額は 59,300 元であることがわかった。

これらの事実に対して、被告人・***は異議を申立てなかった。また、これらの事実は証人・***、***、***・***、***、***、***の証言、電子注文書、鑑定書、価格証明、未授權証明、価格鑑定結論書、訴訟参加状況の説明、戸籍資料、税関行政処罰材料、写真などの証拠により証明できる。

被告人・***は登録商標権者の許諾なく、同じ商品に当該登録商標と同一の商標を使用し、情状はとりわけ重大である。被告人の当該行為は我が国の刑法に違反し、登録商標盗用罪に該当する。また、公訴機関が訴えた被告人・***の犯罪事実について、証拠は十分であり、有罪と判断した。当事者は逮捕後、態度が良く、事実通りに犯罪行為を告白したことに鑑み、一般的な処罰で足りる。また、被告人の犯罪情状と罪を悔いる態度から判断すると、執行猶予を与えることができる。中華人民共和国刑法 312 条、67 条 3 項、72 条 1 項 3 項、73 条 2 項 3 項の規定に基づき、以下のように判決する。

被告人・***の登録商標盗用罪に対し、有期懲役 3 年、執行猶予 4 年を判決する。また、罰

金 30 万元を科する。

（執行猶予開始日：本判決発行日）

本判決に不服の場合、本判決書送達の日から 10 日以内に、当院または直接広東省珠海市中级人民法院へ控訴することができる。書面控訴の場合、上訴書原本一部、副本二部を提出すること。

審 判 長：***

審 判 官：***

裁 判 員：***

2012 年 7 月 30 日

書記員：***

（珠海市香洲区人民法院 印）

2. (2012) 青知刑初字第 1 号判決書 (日本語訳) (抜粋)

中華人民共和國
山東省青島市中級人民法院
刑事判決書

(2012) 青知刑初字第 1 号

公訴機関：中華人民共和國山東省青島市人民檢察院

被告人：***、男性、***年***月***日に生まれ、国籍：イラク、パスポート番号：***、大卒、
元住所：*****、現住所：中華人民共和國*****。
登録商標盗用罪により、2011 年 2 月 24 日に保釈された。

弁護人：***、***、中華人民共和國***律師事務所の弁護士

通訳：***、中華人民共和國***市翻譯中心

中華人民共和國山東省青島市人民檢察院は 2011 年 11 月 22 日、青検刑訴「2011」162 号訴状により、商標権侵害事件被告人・***を公訴した事案を当局は受理し、法律に基づき合議廷を組成するとともに、審理を行った。山東省青島市人民檢察院の檢察員・***、代理檢察員・***、被告人・***および被告の弁護人である***、***ともに訴訟に参加した。今、本件の審理は既に終結している。

…中略…

被告の不法事業金額は 206,400 元である。被告の侵害行為は最高人民法院、最高人民檢察院知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見 1 条所定の「情状が特に重大である」に該当する。法に基づき、3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。被告人・***の国籍はイラクであるけれども、その侵害行為が行われた地域は中華人民共和國の国内にあるため、我が国の刑法に基づき、刑事責任が追求されるべきである。被告人は長年にわたり、自動車部品貿易に従事していた。被告人の経験および知識から、「***」、「***」、「***」商標は他人の登録商標であることを知っていたはずである。したがって、被告人およびその弁護人が主張する「被告人は「***」、「***」、「***」商標が他人の登録商標であることを知らず、他人の登録商標を盗用する主観悪意がない。」との抗弁は成立しないと判断する。また、被告人の弁護人が主張した「被告人の不法事業金額は 206,400 元ではなく、191,052 元である。」との見解は関連証拠がないため、取り上げないと決定した。

事件の後、被告人・***は自首し、事実通りに自分の犯罪行為を告白し、態度が良いことに鑑み、一般的な処罰で足りる。また、被告人・***が自主的に罰金を納付した行為に対し、量刑の際に適宜考慮する。中華人民共和國刑法 6 条項、213 条、9 条、67 条 1 項、25 条、26 条 1 項 4 項、64 条、72 条、52 条、53 条、最高人民法院、最高人民檢察院知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見 1 条、13 条 1 項および最高人民檢察院知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見 (二) 4 条の規定

に基づき、以下のように判決する。

一、被告人・***は登録商標盗用罪を犯したことから、海外に追放する。また、罰金 15 万円を科する（納付済み）。

二、侵害品を没収する。

本判決に不服の場合、本判決書送達の日から 10 日以内に、当院または直接山東省高级人民法院まで控訴することができる。書面控訴の場合、上訴書原本一部、副本二部を提出すること。

審判長：***

審判官：***

代理裁判官：***

2012 年 1 月 5 日

書記員：***

（山東省青島市中級人民法院 印）

[経済産業省委託]

中国税関水際取締りにおける刑事移送手続きに関する調査報告書

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

T E L : 021-6270-0489

F A X : 021-6270-0499

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。